

江東区 こども計画

● 令和7年度～令和11年度 ●



令和7年3月



スポーツと人情が熱いまち

江東区

計画の策定にあたって

こども・若者が健やかに安心して成長することは社会全体の願いです。

本区では平成27年及び令和2年に「江東区こども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育施設の確保や子育て支援の充実を図ってまいりました。その結果、待機児童の解消、一時預かり事業や各種相談事業の充実など、一定の成果を上げてきました。

一方で、地域のつながりが希薄化する中で、子育てに不安や孤立感、負担感を感じている保護者も少なくありません。また、ヤングケアラーやひきこもりの方への支援など解決すべき社会問題も多く残されています。

こうした状況を踏まえ、子育て家庭のニーズや社会環境の変化に的確に対応するため、「江東区こども計画」を新たに策定いたしました。

本計画では、対象年齢を妊娠期から概ね18歳までとし、切れ目のない支援が必要な場合等、施策によってはそれ以上の年齢の若者も対象としています。また、様々な法律に規定されているこども・若者に関する計画を一体として策定し、こども・若者施策に関する区の総合計画として策定しております。そして、こども・若者たちが心から「生まれてきて良かった」と実感でき未来に希望が持てる社会を実現するという理念のもと、全てのこども・若者及び子育て家庭を支えていくという思いを計画に込めました。

今後もこどもの最善の利益のため、引き続きスピード感を持って、計画を着実に実施してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心に議論を重ねていただきました「江東区こども・子育て会議」委員の皆さま、「区民意向調査・子育て世帯生活実態調査」や「こどもまんなかワークショップ」・「パブリックコメント」にご協力いただいた皆さまには、貴重なご意見をお寄せいただき厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

江東区長
大久保朋果



◆◆目次◆◆

第1章 はじめに ～計画の策定にあたって～	1
1-1 計画の背景・主旨	1
1-2 計画の位置づけ	3
1-3 計画の対象	4
1-4 計画の期間	5
1-5 計画の策定体制	5
第2章 江東区の子ども・若者を取り巻く環境	6
2-1 統計からみる現状	6
2-2 現行計画の進捗状況	26
2-3 令和5年度調査(アンケート・ヒアリング)等結果概要	37
第3章 計画の基本的な方針	44
3-1 計画の基本理念	44
3-2 計画の基本目標	47
3-3 計画の指標	50
第4章 施策の展開	51
基本目標1 こどもの権利を守る	52
1 こどもの権利の周知・理解促進、相談・救済体制の充実	52
2 こどもの意見表明・社会参加機会の確保	54
基本目標2 こどもの育ちを支える	56
1 こどもの健全な発育の支援	56
2 就学前の教育・保育事業の充実	58
3 居場所等の充実	60
4 学習・体験機会の充実	62
基本目標3 保護者の子育てを支える	64
1 家庭の養育力向上への支援	64
2 子育て支援サービスの充実	66
3 相談体制と情報提供の充実	68
4 子育て家庭への経済的支援	70

基本目標4 特別な支援が必要なこども・若者・保護者を支える.....	72
1 障害や発達状況に配慮を必要とするこどもへの支援.....	72
2 虐待の未然防止と対応	74
3 生活困窮層への支援、ヤングケアラー支援.....	78
4 不登校・いじめ・ひきこもりへの支援	80
5 外国にルーツを持つこどもと保護者への支援	82
6 こども・若者の社会的自立の支援	84
基本目標5 地域全体で子育てを支える	86
1 地域ぐるみの子育て支援の環境づくり	86
2 こどもの安全・安心確保	88
3 関係機関のネットワーク化の推進	90
4 ワーク・ライフ・バランスの推進啓発	92
第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策.....	94
5-1 提供区域の設定	95
5-2 未成年人口の予測.....	96
5-3 教育・保育事業の見込み・確保方策	97
5-4 地域こども・子育て支援事業等の見込み・確保方策	102
5-5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	115
第6章 計画の推進体制.....	118
6-1 計画の推進体制	118
6-2 進捗管理.....	118
資料編	119
1 計画の策定経過	119
2 江東区こども・子育て会議委員名簿	120
3 江東区こども・子育て会議設置要綱	121
4 江東区こども・子育て支援推進委員会設置要綱	123
5 江東区こどもの権利に関する条例	125

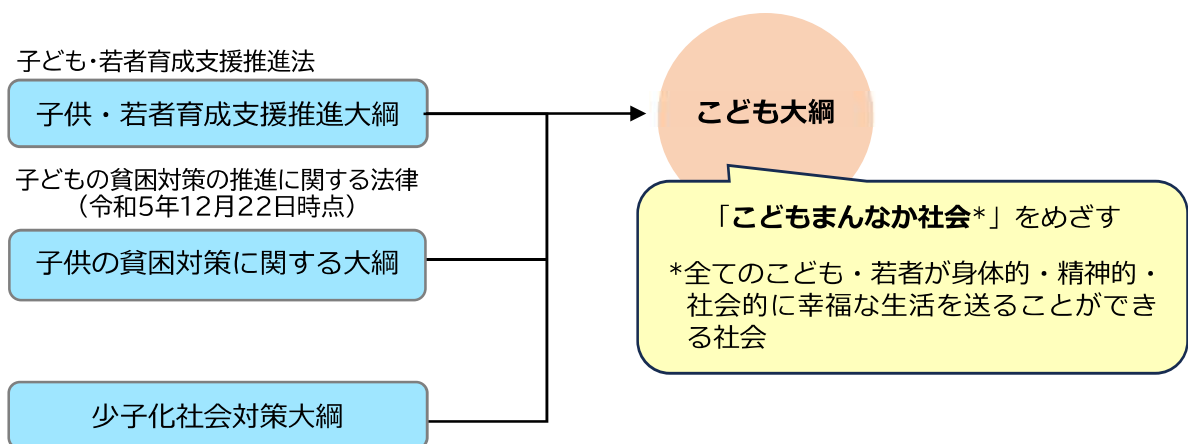
第1章 はじめに ～計画の策定にあたって～

1-1 計画の背景・主旨

江東区では、「未来を担う全てのこどもの最善の利益が尊重され、地域みんなの支えあいのもと、喜びを感じながら安心して子育てができる『子育て応援のまち こうとう』」を目指します。」を基本理念とした「江東区こども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)」を策定し、計画の着実な実行による子育て支援施策の推進に取り組んできた結果、令和4年度には保育所の待機児童ゼロを実現しました。

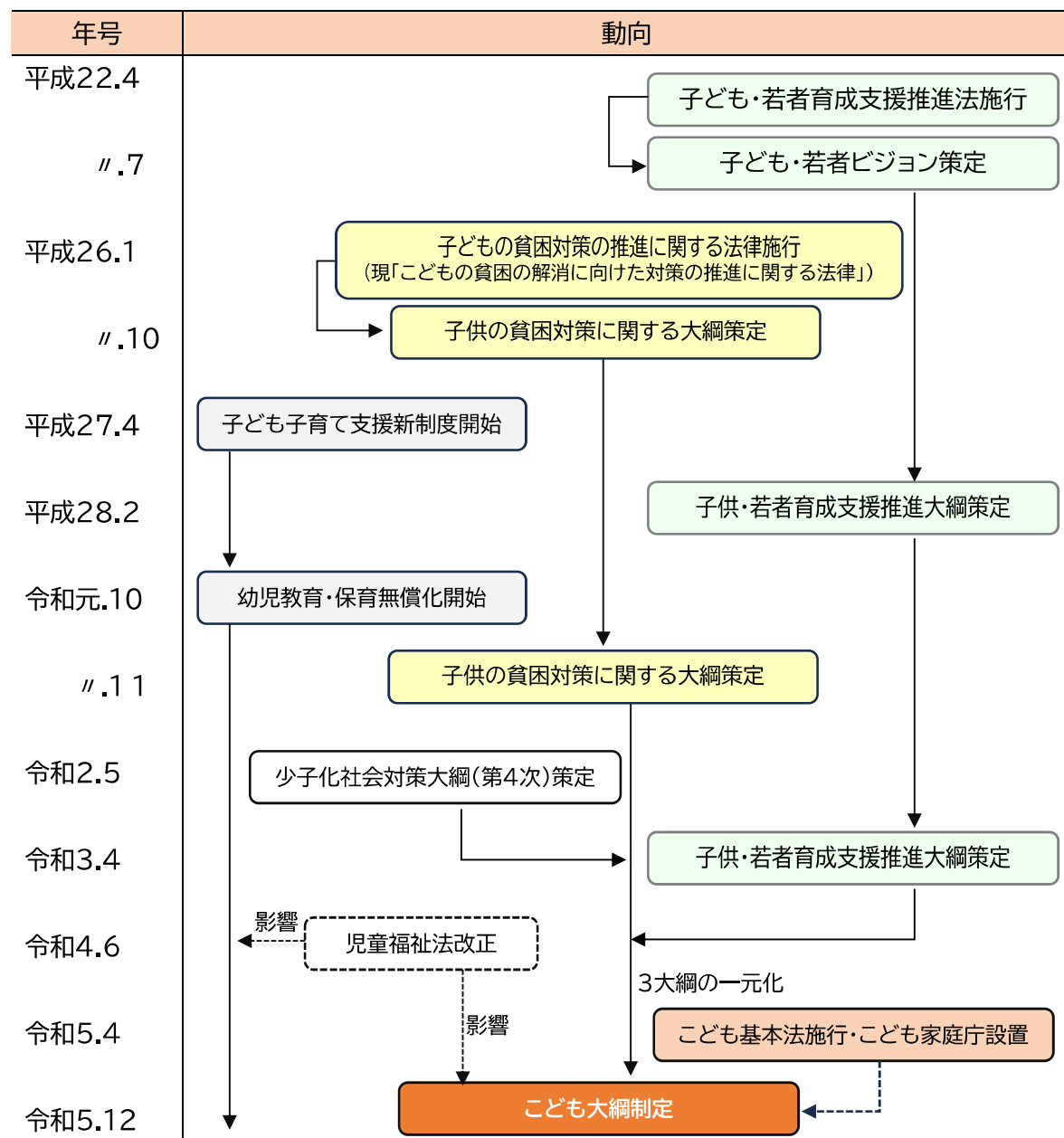
一方、長期計画(後期:令和7年度～令和11年度)における今後の人口見通しでは、これまで増加していた年少人口(0～14歳)について減少が見込まれる等、本区のこどもを取り巻く環境は大きく変化し、新たな局面を迎えております。

このような中で、令和5年4月1日に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、こども家庭庁が創設され、「こども基本法」が施行されました。同法第10条では、都道府県は「こども大綱」を勘案して「都道府県こども計画」を作成すること、また、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を作成するよう努めることが規定されました。同年12月22日には、従来からあった「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」、「少子化社会対策大綱」の3大綱を一元化し、こども施策の基本的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。



これらの背景を踏まえ、こども・若者施策を総合的に推進するため、令和6年度をもって計画期間が終了する現行の「江東区こども・子育て支援事業計画」に代わり、新たに「江東区こども計画」(以下「本計画」という。)として策定するものです。

■こども政策の国の動向概要(参考資料)

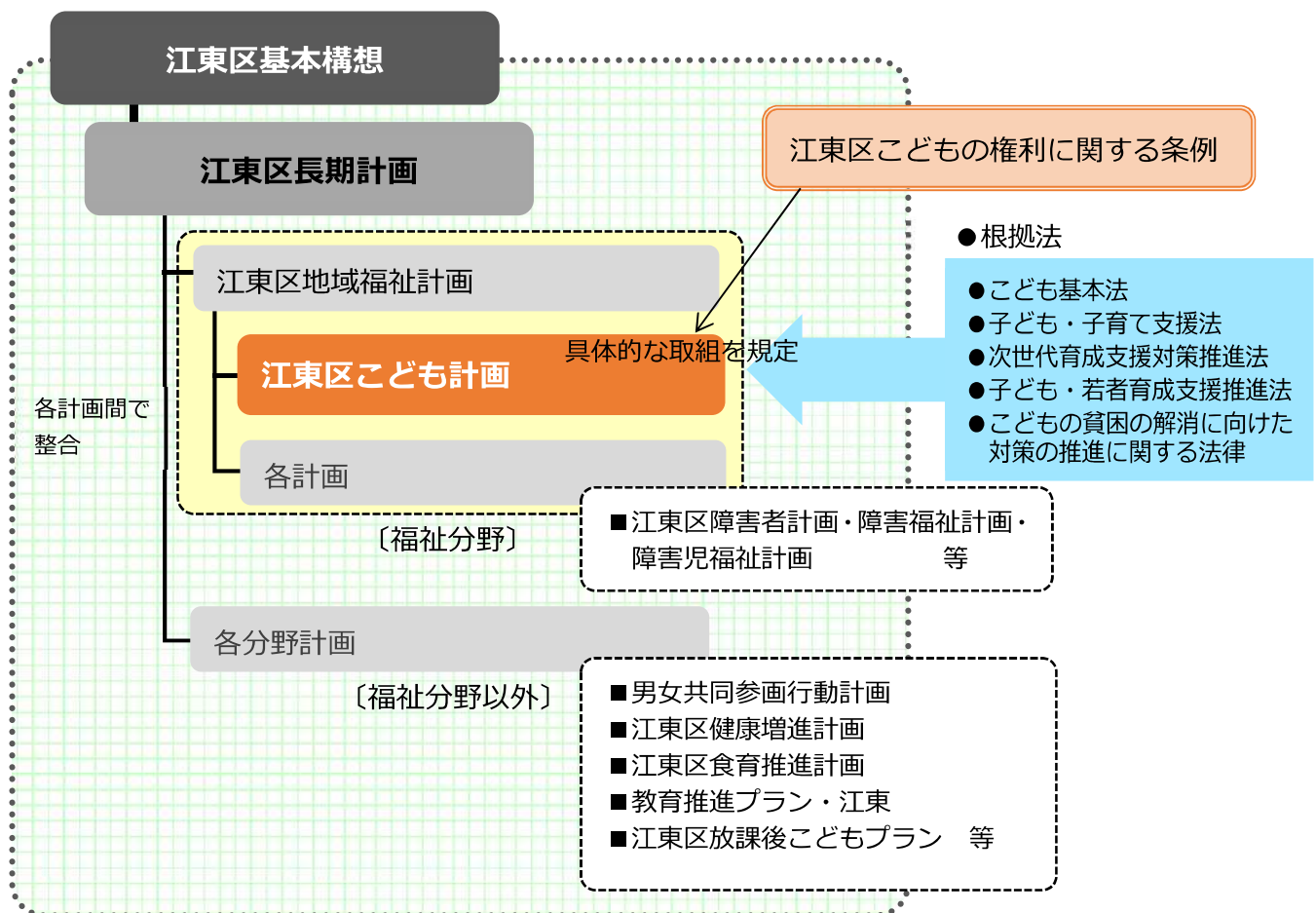


1-2 計画の位置づけ

本計画は、区の最上位計画である「江東区基本構想」及び「江東区長期計画」のうち、こども・若者に関する部門別計画として策定し、福祉分野の上位計画である「江東区地域福祉計画」や関連する他の部門別計画との整合を図り、一体的・総合的に計画を推進します。

また、本計画は、「こども基本法」第10条に基づく「市町村こども計画」、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に基づく「市町村計画」として策定するものです。

さらに、「江東区こどもの権利に関する条例」(令和7年4月1日施行)の具体的な取組を定める計画としても位置づけ、こどもの健やかな育ちを支えていくため歩みを進めていきます。



1-3 計画の対象

本計画の対象は、おおむね18歳までとし、切れ目のない支援が必要な場合等、施策によってはそれ以上の年齢の若者も対象とします。

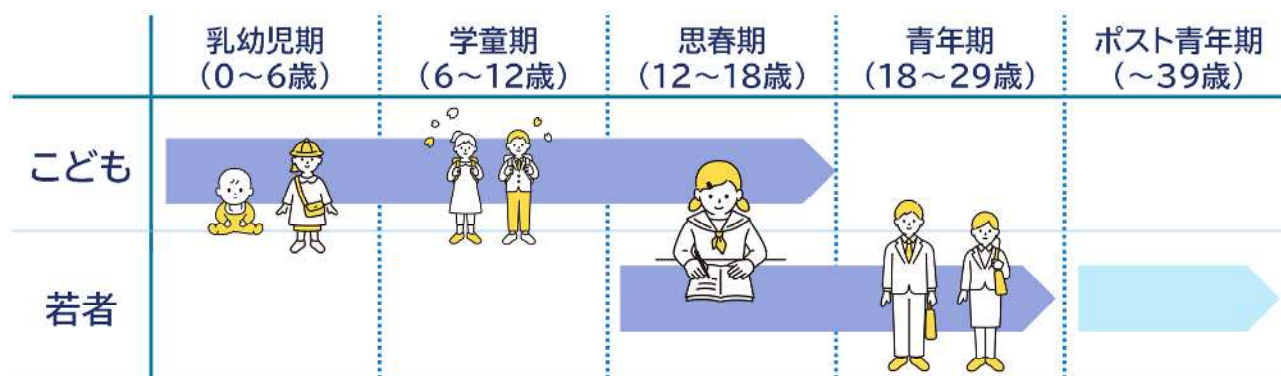
また、「子育て当事者」も対象とするほか、こども・若者・子育て当事者に関わる人・団体・地域等も対象とします。

参考)こども大綱による定義

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

*「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示します。なお、「若者」については、法令上の定義はありませんが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとします。

こども・若者のライフステージ(イメージ)



1-4 計画の期間

本計画の期間は令和7(2025)年度から令和11(2029)年度の5か年とし、国の制度改正等の必要に応じて途中年度において見直しをするものとします。

1-5 計画の策定体制

本計画は、「子ども・子育て支援法」第31条第2項、第43条第2項及び第61条第7項の規定に基づき、「江東区子ども・子育て会議」を設置し、計画に関する意見を伺いながら策定しました。

また、庁内においては「江東区子ども・子育て支援推進委員会」(関係部長級で構成)及び「幹事会」(関係課長級で構成)を設置し、本計画の策定に関する連絡調整及び各所管間の連携を図りながら策定しました。

そのほか、本計画の策定にあたっては子育て世帯や青少年の実態、こどもの貧困をめぐる実態を把握するために区民アンケート及び関係団体ヒアリング、こども(小学校4年生から18歳まで)を対象としたワークショップを複数回開催し意見聴取を実施しました。

第2章 江東区のこども・若者を取り巻く環境

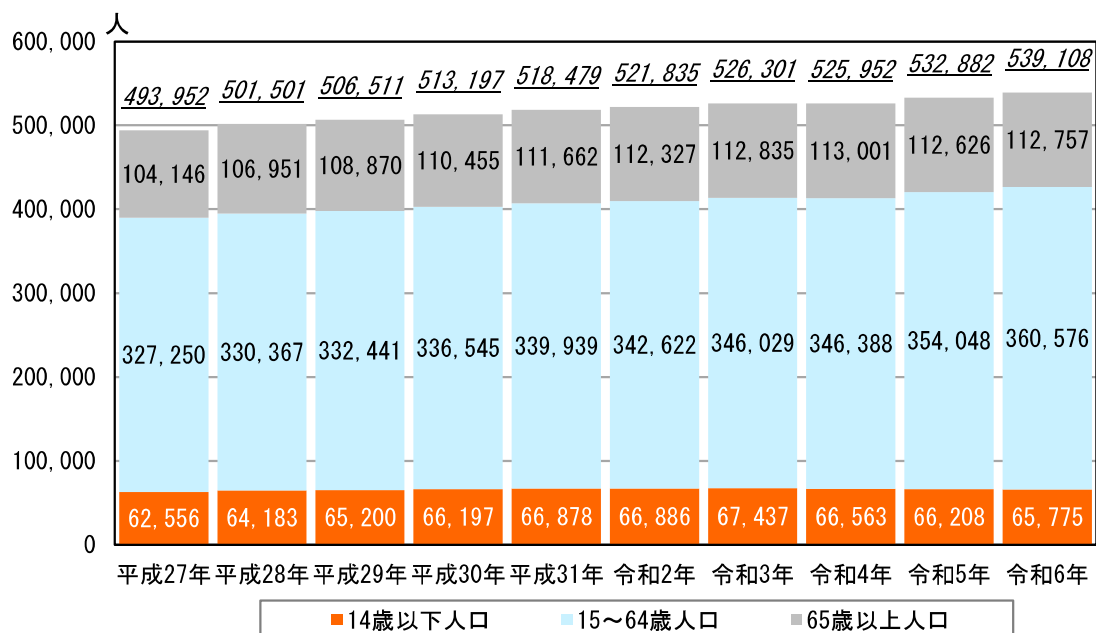
2-1 統計からみる現状

(1) 総人口の推移

本区の人口は増加し続けており、平成28年には50万人に達し、令和6年1月1日時点で約54万人となっています。

年齢3区分別でみると、15歳から64歳の生産年齢人口は増加傾向にありますが、65歳以上の高齢者人口はほぼ横ばい、14歳以下の年少人口は令和3年をピークに減少傾向にあります。年少人口の割合については、全国、都や区部よりも高くなっています。

図表 1 総人口及び年齢3区分別人口の推移（各年1月1日時点）



出典：住民基本台帳人口調査集計表

図表 2 年齢3区分別人口構成比の比較（令和6年1月1日時点）

単位：%	江東区	区部	都	全国
年少人口（0～14歳）	12.2	10.8	11.1	11.3
生産年齢人口（15～64歳）	66.9	67.9	66.3	59.5
老年人口（65歳以上）	20.9	21.2	22.6	29.2

※ 構成比の合計は、四捨五入の関係で100%とならない場合がある。

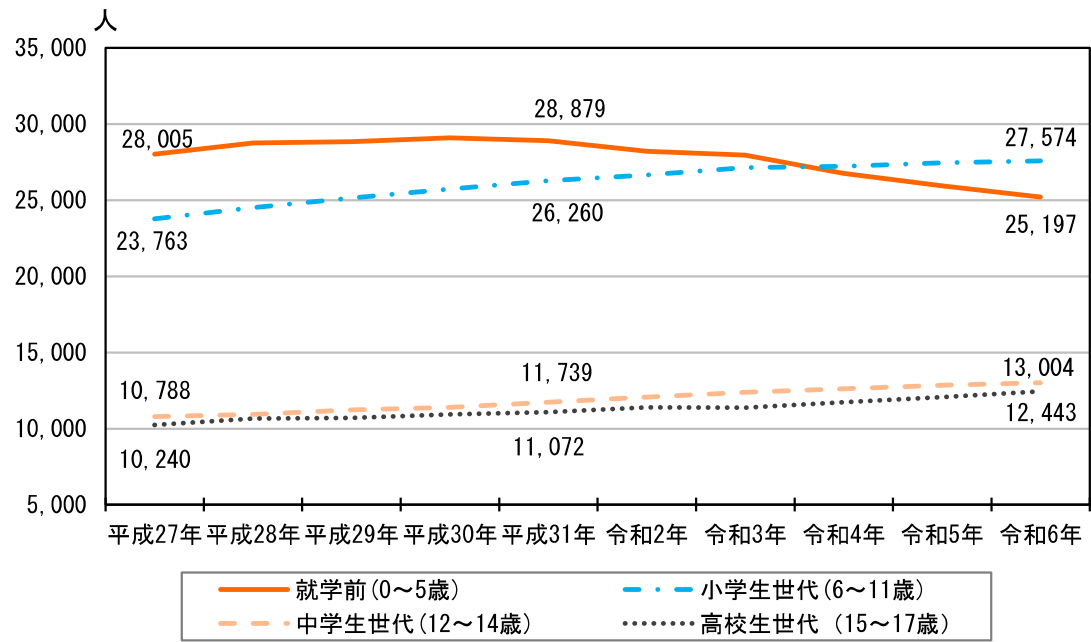
出典：全国は総務省統計局の人口推計、その他は東京都統計局の住民基本台帳による東京都の世帯と人口

(2)年代別人口(未成年)の推移

年代別の未成年人口(18歳未満)の推移をみると、就学前人口(0～5歳)は、平成31年の28,879人をピークに減少傾向にあり、令和6年1月1日時点で25,197人となっています。

一方、小学生世代、中学生世代、高校生世代はいずれも増加傾向にあります。

図表 3 年代別未成年人口の推移 (各年 1 月 1 日時点)



出典：住民基本台帳人口調査集計表

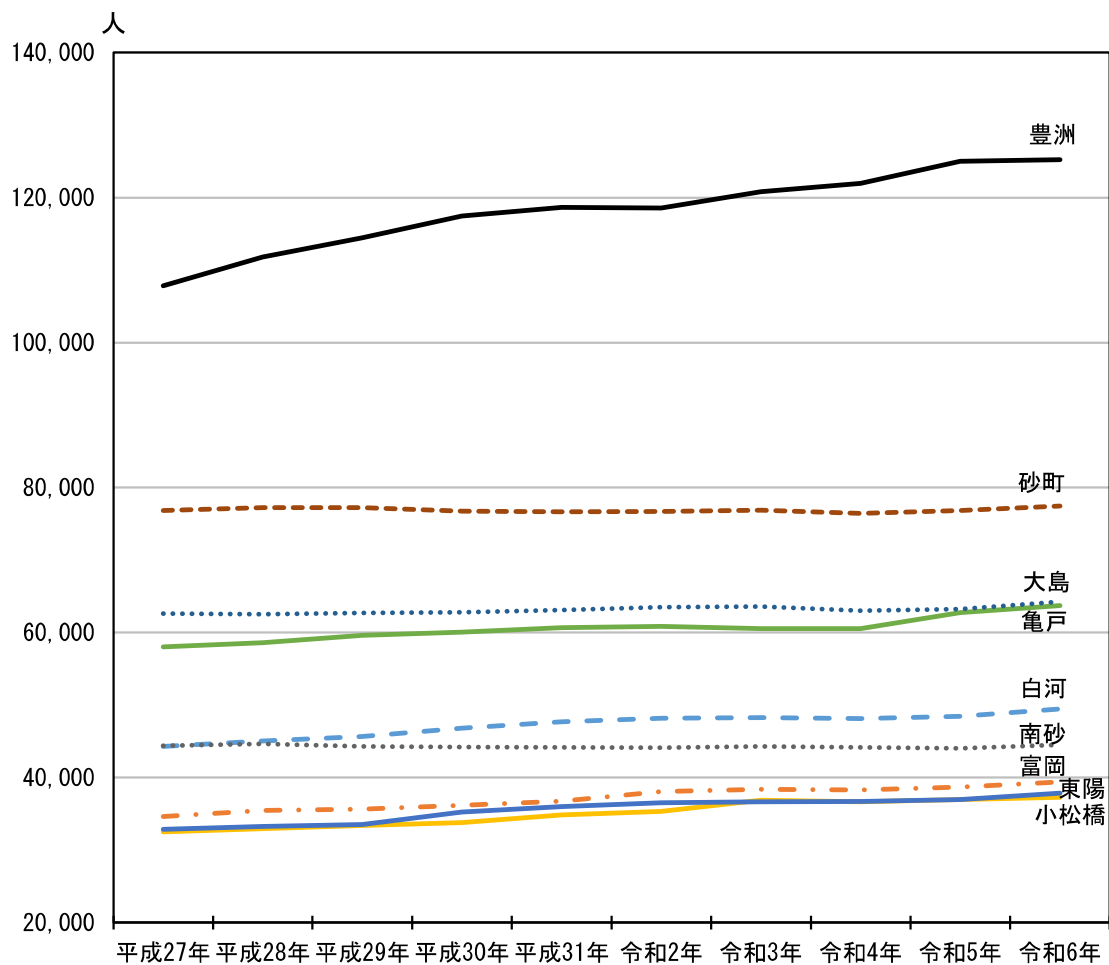
図表 4 年代別未成年人口の増減率

単位：%	就学前 (0～5 歳)	小学生世代 (6～11 歳)	中学生世代 (12～14 歳)	高校生世代 (15～17 歳)
増減率 (平成 31 年から令和 6 年)	△ 12.7	5.0	10.8	12.4

(3)地区別人口の推移

地区別人口の推移をみると、「砂町地区」と「南砂地区」はほぼ横ばいでの推移となっていますが、その他の地区ではいずれも増加傾向にあります。なお、「豊洲地区」は著しく増加していましたが、令和5年から令和6年にかけてはほぼ横ばいでの推移となっています。

図表 5 地区別人口の推移（各年1月1日時点）

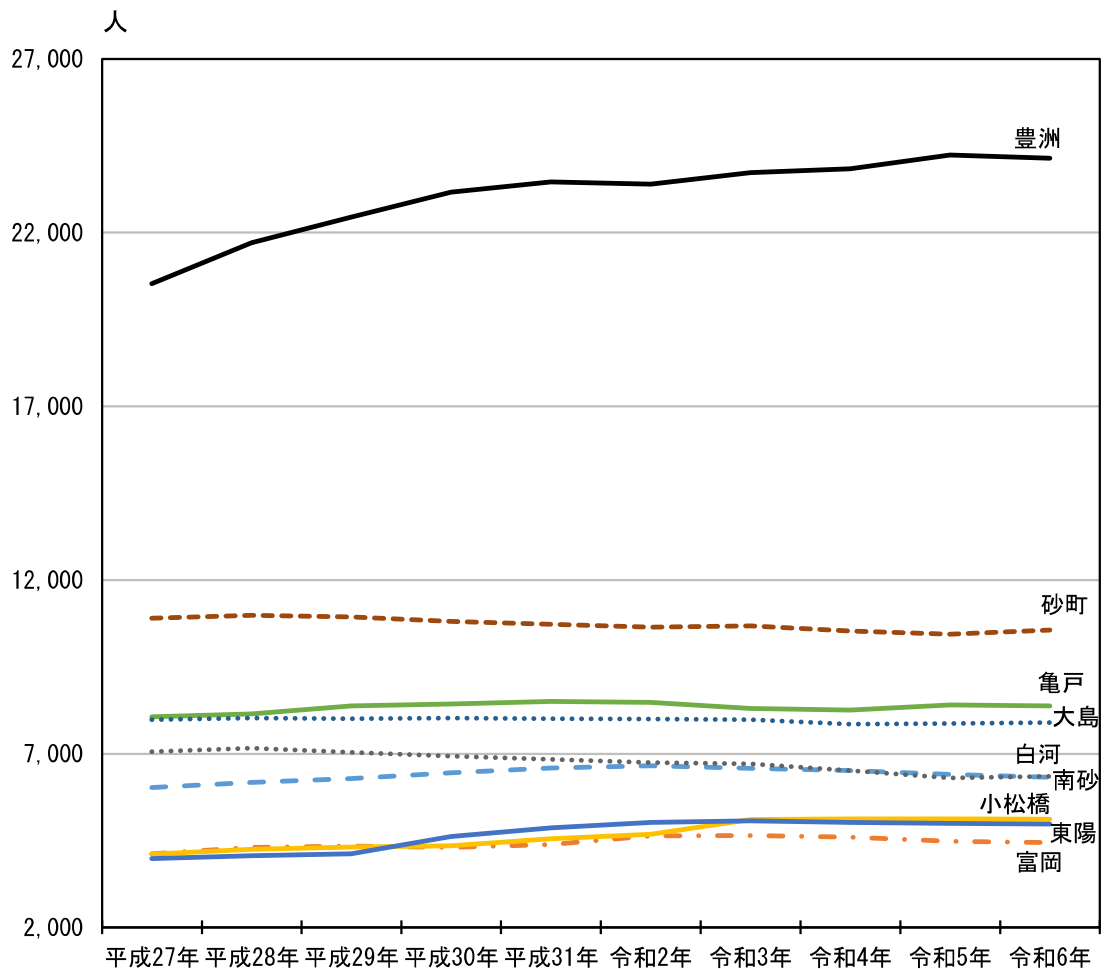


出典：住民基本台帳人口調査集計表

(4)地区別年少人口(0～14歳)の推移

地区別の年少人口(0～14歳)の推移をみると、「豊洲地区」では近年まで増加傾向にありましたが、直近5年でみるといずれの地区においてもほぼ横ばいでの推移となっています。

図表 6 地区別年少人口の推移（各年1月1日時点）

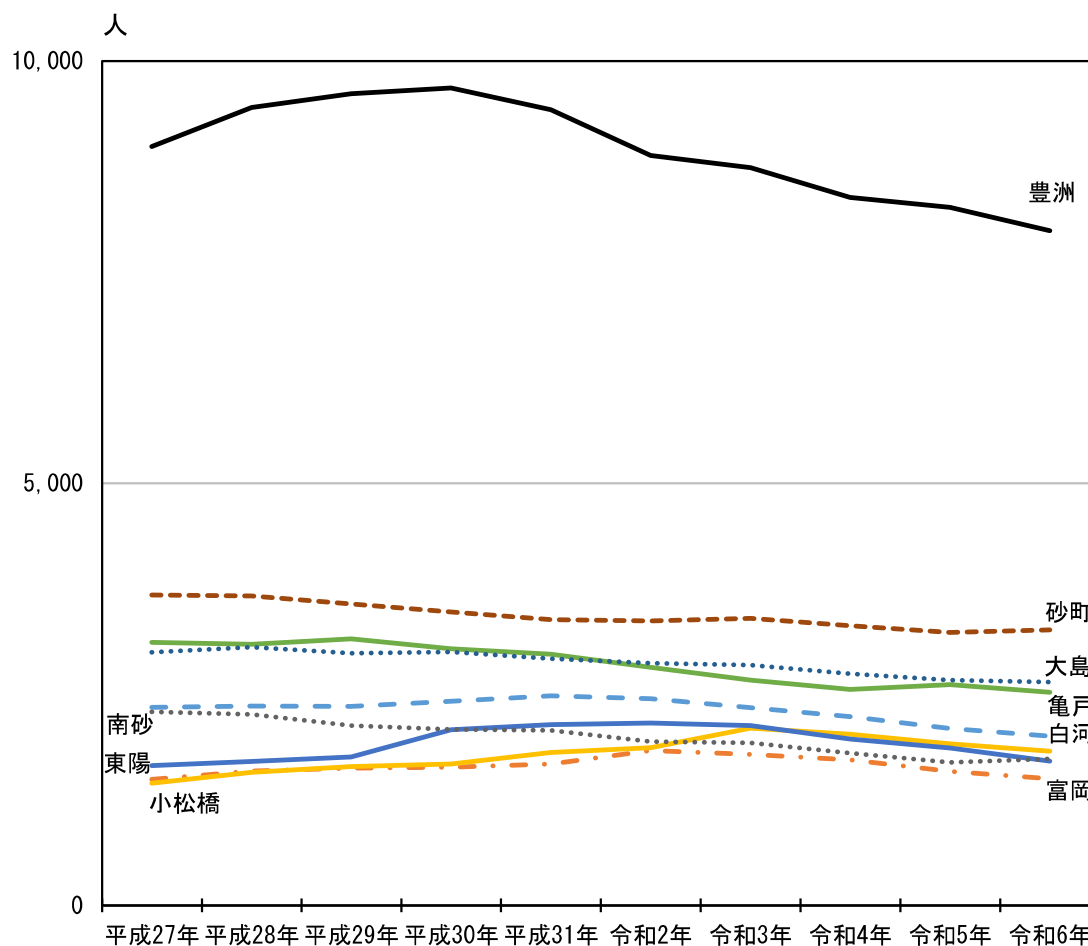


出典：住民基本台帳人口調査集計表

(5)地区別就学前人口(0～5歳)の推移

地区別の就学前人口(0～5歳)の推移をみると、「豊洲地区」において減少が続いています。その他の地域においては横ばいかやや減少傾向での推移となっています。

図表 7 地区別就学前人口の推移（各年1月1日時点）



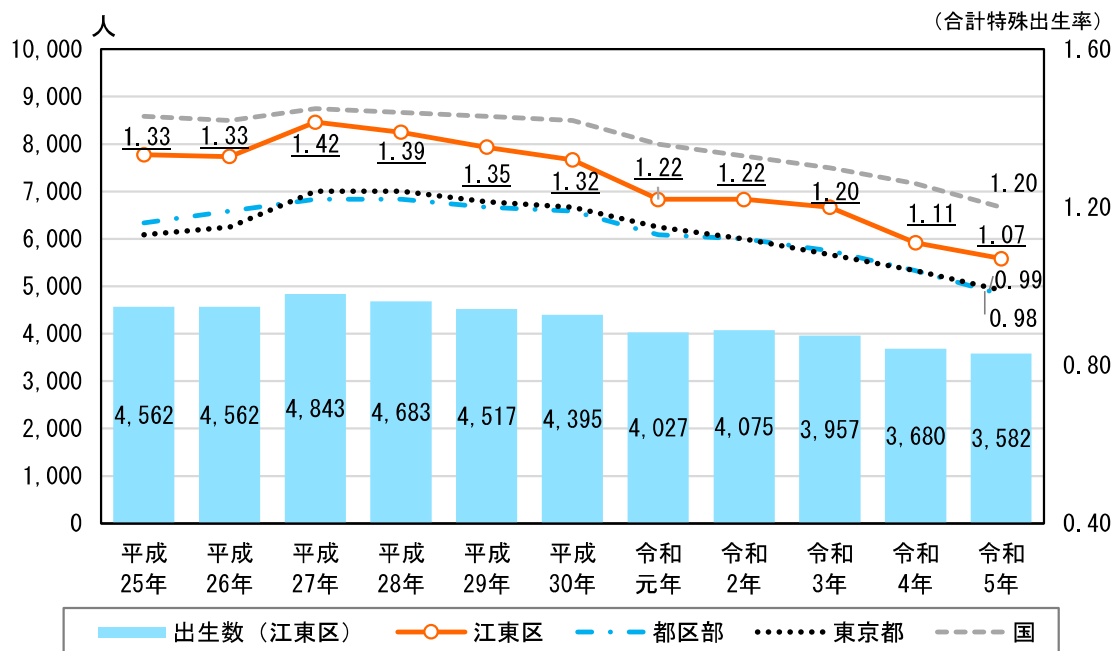
出典：住民基本台帳人口調査集計表

(6) 出生数及び合計特殊出生率の推移

本区の出生数は平成27年の4,843人をピークに減少局面に入り、令和5年時点では3,582人となっています。

合計特殊出生率についても平成27年の1.42をピークに減少し、令和5年時点で1.07となっています。東京都や都区部よりは高い水準であるものの、全国を下回る水準が続いています。

図表 8 出生数と合計特殊出生率の推移（全国・都・都区部比較）



出典：全国は厚生労働省の人口動態統計、その他は東京都福祉保健局の人口動態統計

図表 9 23 区の合計特殊出生率高位順（令和5年時点）

順位	自治体	率	順位	自治体	率	順位	自治体	率
1	中央区	1.24	9	葛飾区	1.01	16	世田谷区	0.94
2	港区	1.23	10	北区	1.00	17	目黒区	0.93
-	国	1.20	-	東京都	0.99	18	渋谷区	0.91
3	千代田区	1.17	11	練馬区	0.99	19	杉並区	0.89
4	文京区	1.12	11	足立区	0.99	20	板橋区	0.87
5	荒川区	1.10	-	都区部	0.98	21	新宿区	0.86
6	江東区	1.07	13	墨田区	0.98	21	中野区	0.86
6	江戸川区	1.07	13	台東区	0.98	23	豊島区	0.85
8	品川区	1.02	15	大田区	0.96			

出典：東京都福祉保健局の人口動態統計

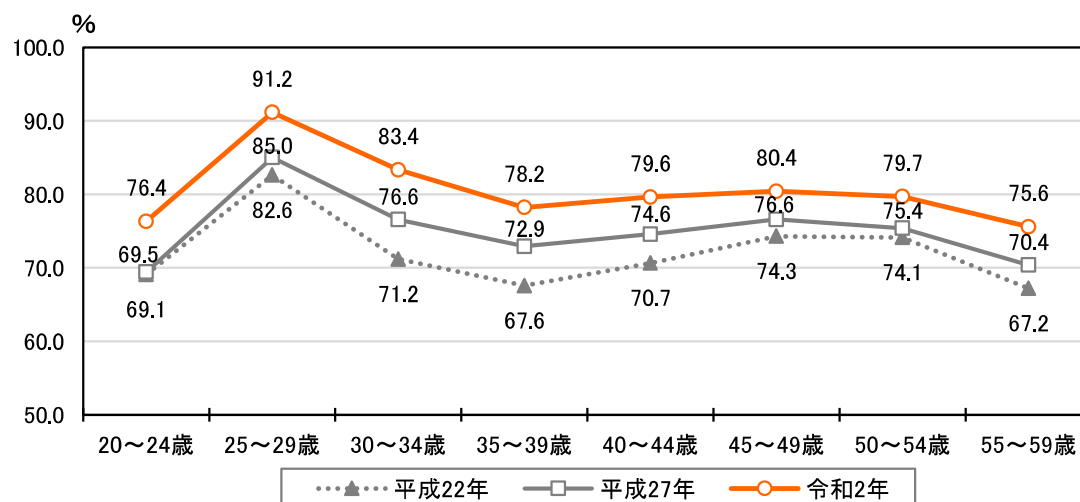
(7)女性の労働力率の推移

女性の労働力率※は過去10年一貫して増加傾向にあり、特に20歳代後半は91.2%となっています。

また、こどものいる共働き夫婦世帯の割合も過去10年で増加し続けており、最年少のこどもの年齢が1歳から5歳の世帯についても6割を超えています。

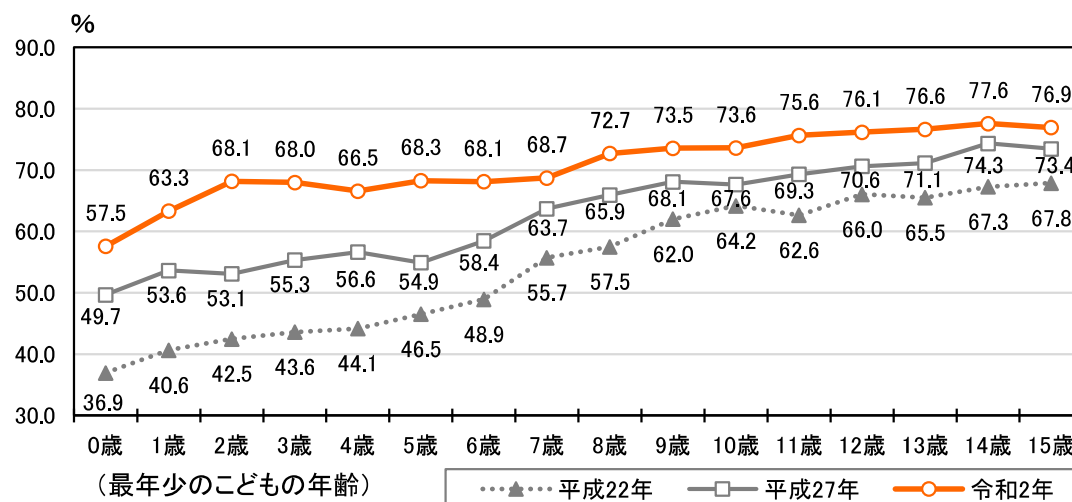
※ 人口総数(労働力状態「不詳」を除く)に占める労働力人口(就業者数と完全失業者数の合計)の割合。

図表 10 女性の労働力率(年齢別)



出典：国勢調査

図表 11 共働き夫婦世帯の割合(最年少のこどもの年齢別)



出典：国勢調査

(8)こどものいる世帯とひとり親世帯の推移

6歳未満親族のいる世帯数は平成27年から令和2年にかけて減少しています。一方で、父子家庭や母子家庭の世帯数は微増しています。

18歳未満親族のいる世帯数は平成22年から令和2年にかけて増加しており、父子家庭や母子家庭の世帯数も増加しています。

図表 12 一般世帯総数とこどものいる世帯、ひとり親世帯の推移

(単位:世帯)		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯総数		214,300	243,575	264,101
6 歳未満親族のいる世帯数		20,264	22,524	22,306
	うち父子家庭	88	112	116
	うち母子家庭	739	911	922
18 歳未満親族のいる世帯数		41,907	47,406	50,165
	うち父子家庭	516	551	598
	うち母子家庭	3,886	4,323	4,480

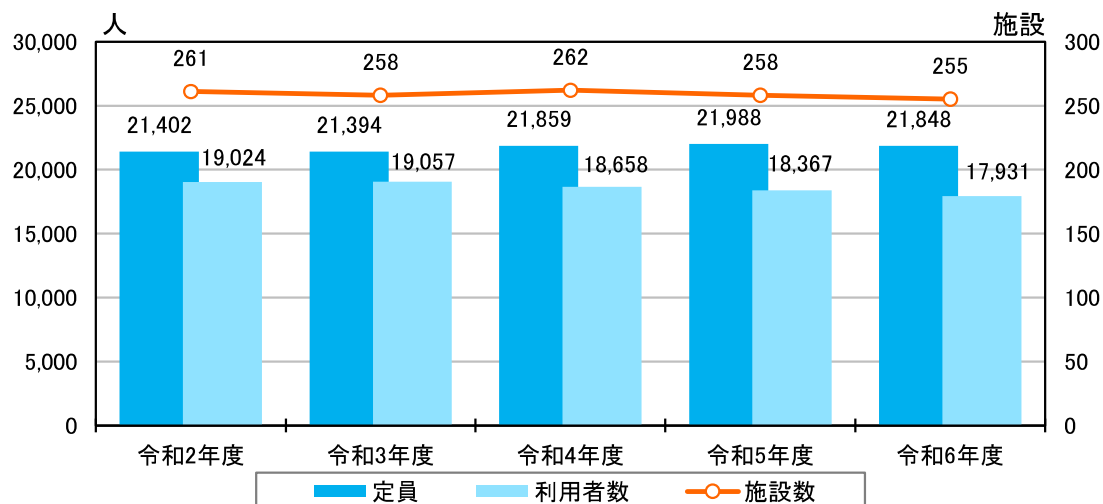
出典：国勢調査



(9)-1 教育・保育施設の施設数・定員数・利用者数の推移

教育・保育施設(幼稚園・認定こども園・認可保育所及び(9)-5に記載の保育施設)の施設数については令和4年度より微減しており、令和6年度時点で255施設となっています。定員数については令和5年度までは増加していましたが、令和6年度にかけて微減しています。利用者数については令和3年度より減少しており、令和6年度は令和3年度に比べて1,126人減の17,931人となっています。

図表 13 教育・保育施設の施設数・定員数・利用者数の推移

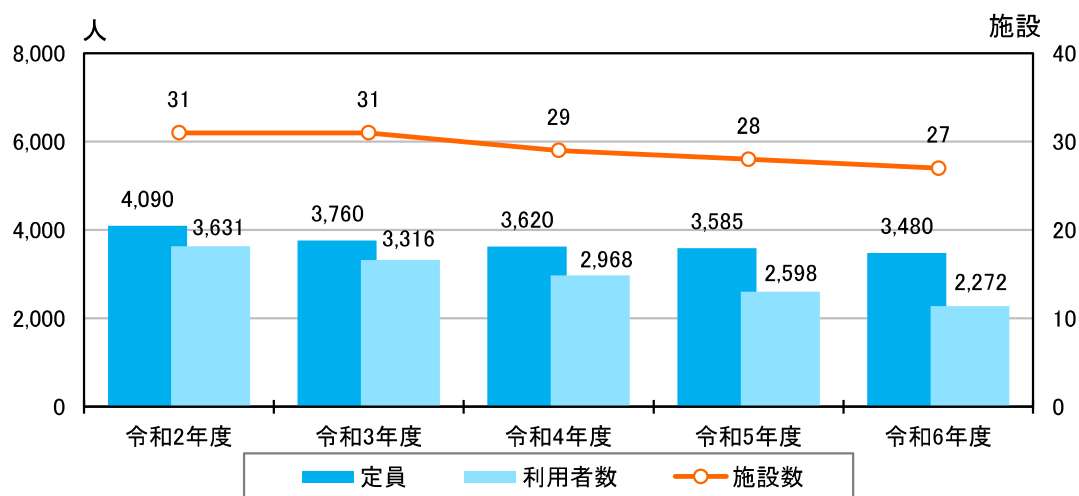


出典：業務取得（保育施設は各年4月1日時点、教育施設は各年5月1日時点）

(9)-2 幼稚園の施設数・定員数・利用者数の推移

令和6年度の幼稚園の施設数は、区立幼稚園16園、私立幼稚園11園の計27園となっており、定員数及び利用者数は減少しています。

図表 14 幼稚園の施設数・定員数・利用者数の推移（各年5月1日時点）



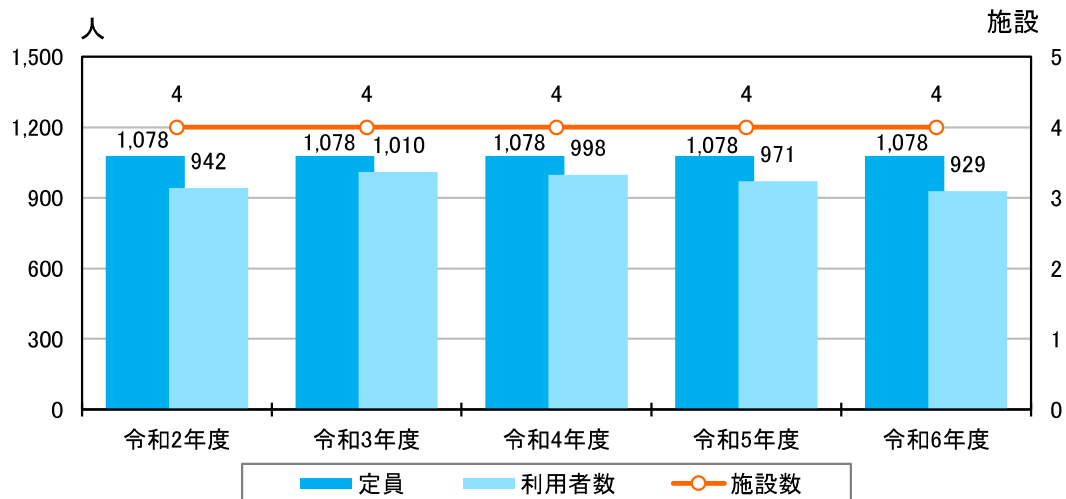
出典：業務取得

(9)-3 認定こども園の施設数・定員数・利用者数の推移

認定こども園※は令和2年度に1園が開園し、4園となっています。利用者数は令和3年度の1,010人をピークに、令和6年度にかけて減少しています。

※ 幼稚園と保育所の機能を統合した施設のこと。幼稚園教育のカリキュラムに加え、保育所のような保育サービスも受けることができ、保護者の就労状況に関わらず子どもを一貫した環境で育てることができる。

図表 15 認定こども園の施設数・定員数・利用者数の推移（各年5月1日時点）



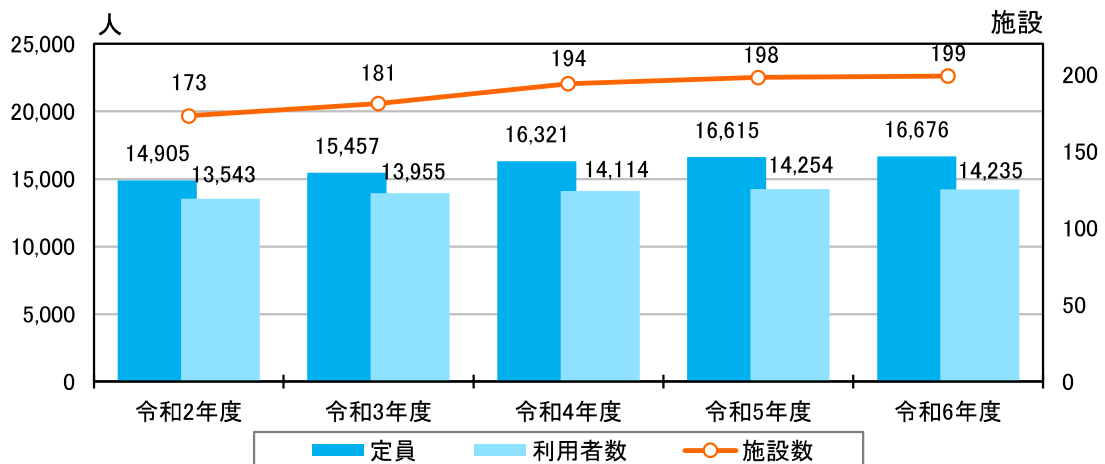
出典：業務取得

(9)-4 認可保育所の施設数・定員数・利用者数の推移

認可保育所※はこの5年で26施設増加し、これに伴い定員数及び利用者数も増加傾向にありますが、令和5年度から令和6年度にかけての施設数及び利用者数は、ほぼ横ばいとなっています。

※ 国の法律・基準に基づき自治体が設置、又は法人が都道府県知事の認可を受け設置した保育所のこと。

図表 16 認可保育所の施設数・定員数・利用者数の推移（各年4月1日時点）



出典：業務取得

(9)-5 その他の保育施設の施設数・定員数・利用者数の推移

その他の保育施設※の施設数は、事業の廃止等に伴い減少しており、定員数及び利用者数についても減少しています。

※ その他の保育施設「居宅訪問型保育」:利用者の自宅に保育者が交代制で訪問し1対1で保育を行う事業。

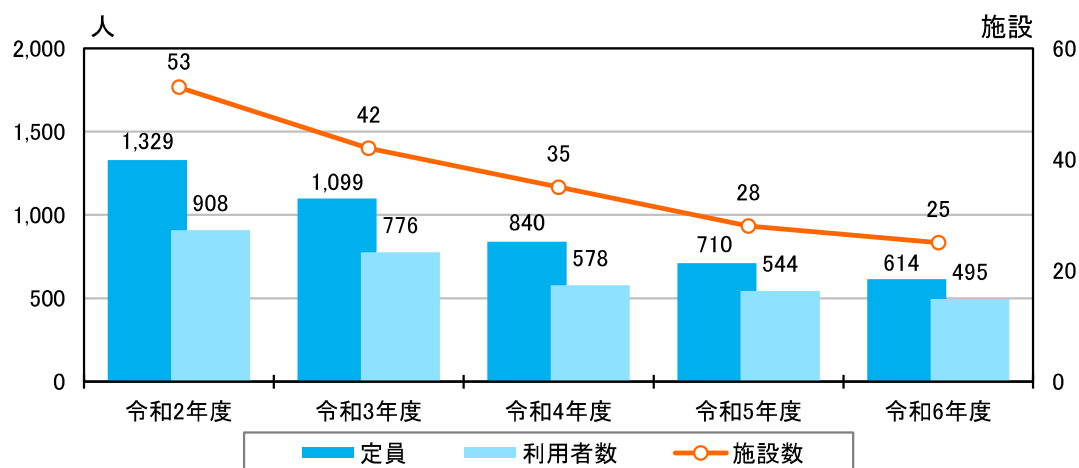
「認証保育所」 :一定の条件を満たした保育施設で、東京都が認証したもの。

「家庭福祉員」 :保育士・教員等の資格・免許の保有、又は育児経験等一定の資格要件を満たし、区が定めた養成講習を受けた方のこと。

「定期利用保育」 :年度末までの1年間に限り、認可保育所の入園の二次募集後に継続して待機となった児童を対象に、認可保育所の空きスペース等を活用し、保育を実施する事業。

「保育室」(令和3年度末で廃止)、「保育ルーム」(令和2年度末で廃止)

図表 17 その他の保育施設の施設数・定員数・利用者数の推移 (各年4月1日時点)

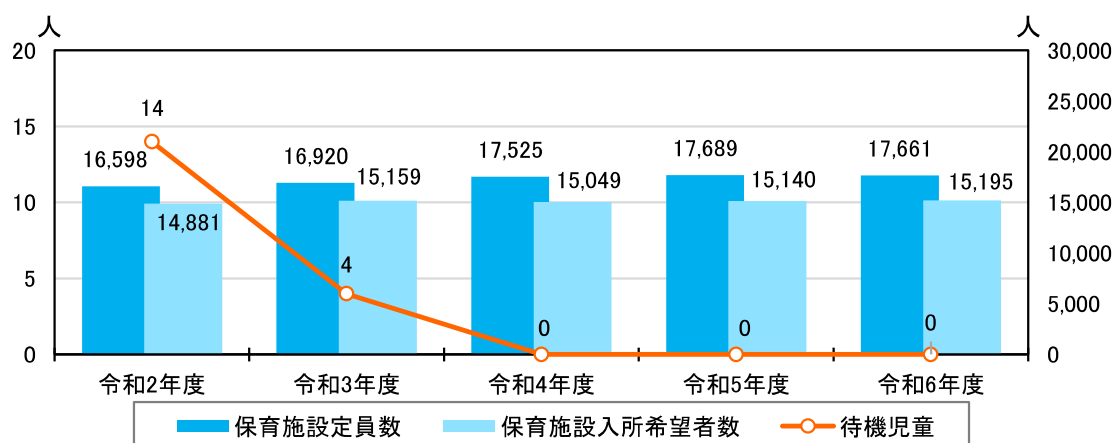


出典：業務取得

(10)保育所待機児童数の推移

保育施設定員数がほぼ横ばいで推移する中、保育施設入所希望者数は直近では緩やかな増加傾向にあります。また、令和4年度より保育所待機児童数は0人が続いています。

図表 18 保育所待機児童数と入所希望者数の推移 (各年4月1日時点)



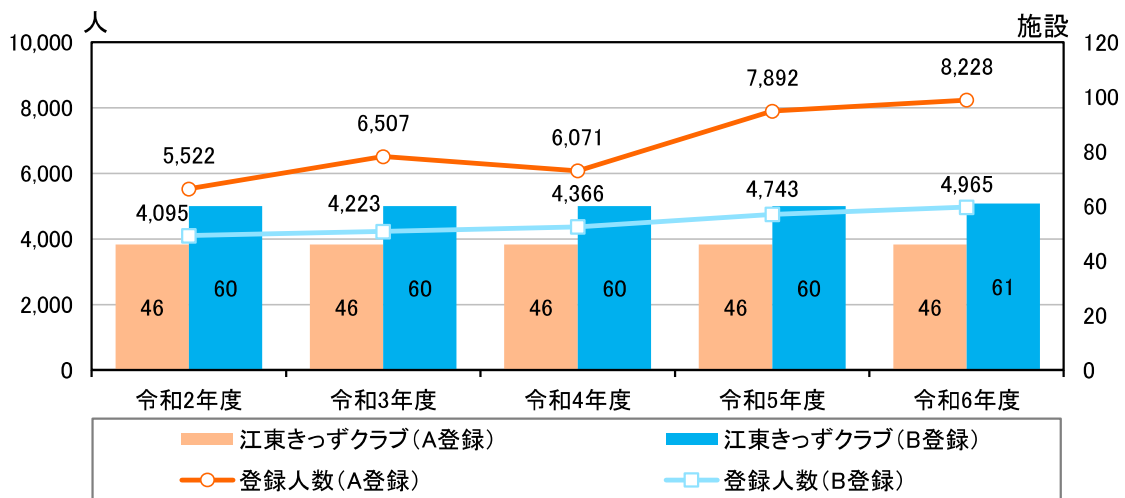
出典：業務取得

(11)江東きっずクラブ利用者数等の推移

江東きっずクラブ※の施設数は、A登録・B登録いずれも横ばいでの推移となっていますが、登録人数はA・Bいずれも増加傾向にあり、特にA登録は令和6年度に8,228人となっており、ここ5年で約1.5倍増となっています。

※ 放課後や夏休み等に、こどもたちが安心して過ごすことのできる居場所を提供する事業。なお、A登録は小学校全学年を対象とし、B登録は小学校1～3年生で保護者が就労等をしている児童及び障害等のある4～6年生を対象としている。

図表 19 江東きっずクラブの利用者数等の推移（各年5月1日時点）



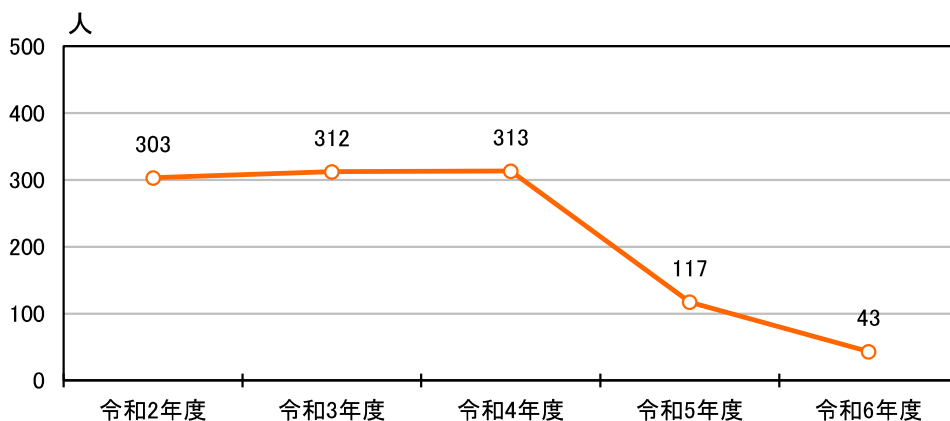
出典：業務取得

(12)江東きっずクラブ保留児童数の推移

江東きっずクラブの保留児童数※は令和2年度から令和4年度にかけては約300人で推移していましたが、令和5年度以降は減少し、令和6年度時点で43人となっています。

※ 定員等の理由により江東きっずクラブを利用できない児童の数。

図表 20 江東きっずクラブ保留児童数の推移（各年5月1日時点）



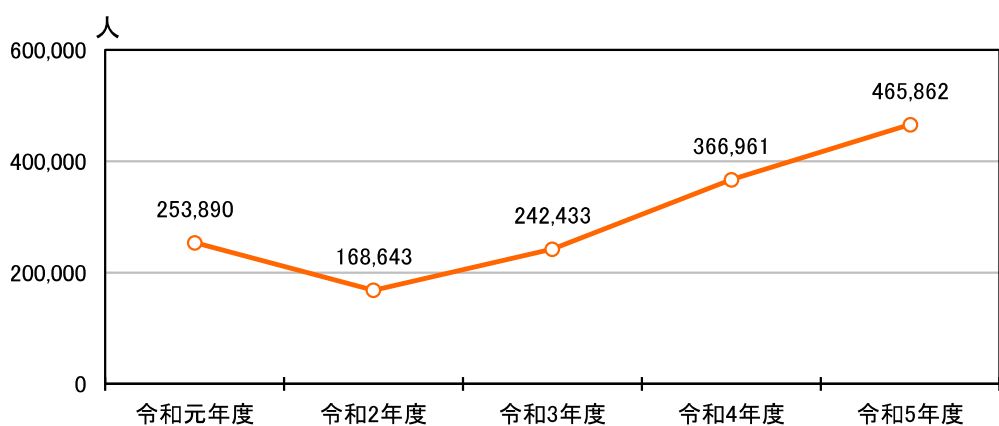
出典：業務取得

(13)子育てひろば利用者数の推移

子育てひろば※の延べ利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少しましたが、令和2年度以降は増加し続け、令和5年度は465,862人で令和3年度の約2倍の利用実績となっています。

※ 子育て中の保護者・就学前児童を対象に、子ども家庭支援センター、児童館及び一部私立保育所において、親と子が一緒にのびのび過ごせ、また一緒に子育てをする仲間との子育ての輪を広げることができる場の提供を実施する事業。

図表 21 子育てひろば事業延べ利用者数の推移



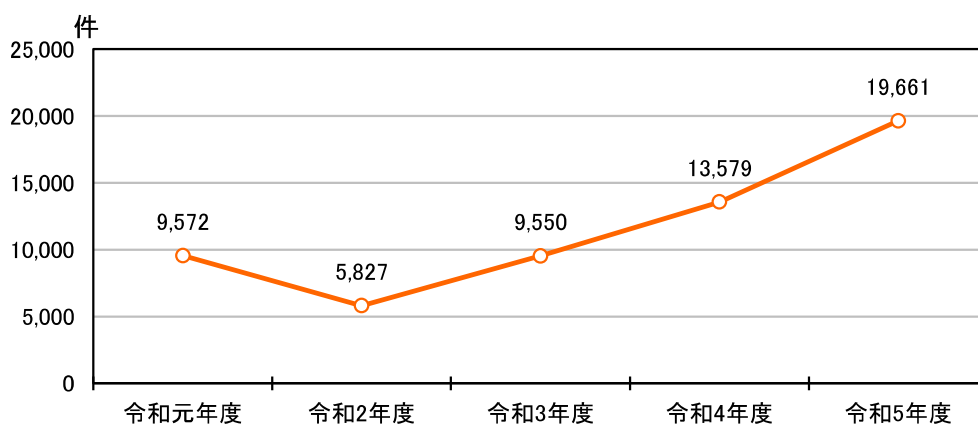
出典：業務取得

(14)リフレッシュひととき保育利用件数の推移

リフレッシュひととき保育※の利用件数は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少しましたが、令和2年度以降増加し続け、令和5年度は19,661件で令和3年度の約2倍の利用実績となっています。

※ 在宅で子育てをしている保護者のお子さんを一時的に預かる事業で、子ども家庭支援センターと一部の児童館で実施する事業。保護者のリフレッシュを目的とし、預かる理由を問わない。令和3年度以降、児童館での「一時預かり」を含む。

図表 22 リフレッシュひととき保育利用件数の推移



出典：業務取得

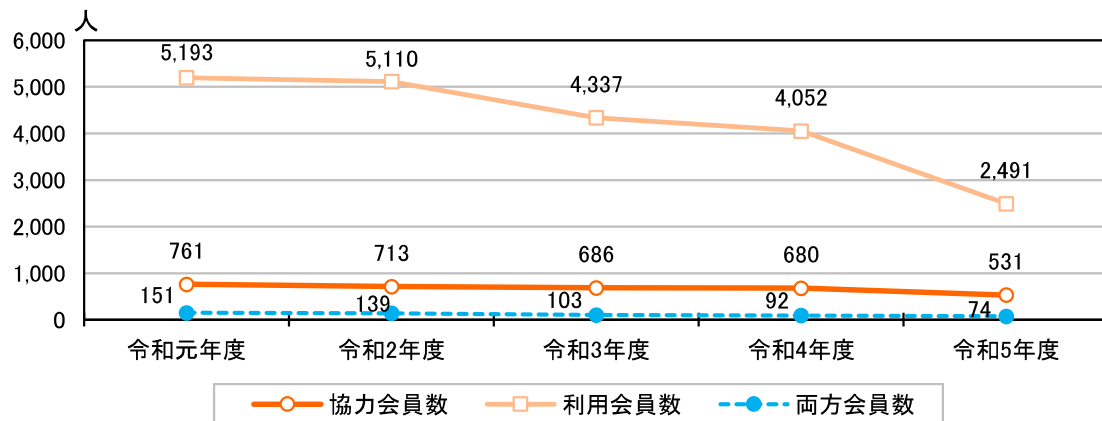
(15)ファミリー・サポート会員数の推移

ファミリー・サポート※¹の会員数は、協力会員・利用会員・両方会員のいずれも減少傾向にあり、特に利用会員の減少が顕著となっています※²。

※¹ 区内で育児の手助けを必要とする方(利用会員)と育児の手助けができる方(協力会員)を結び、会員同士による援助活動を行う事業。

※² 令和5年度は利用のない会員の整理を行ったため、利用会員数は大幅減となっている。

図表 23 ファミリー・サポートの協力会員・利用会員・両方会員の推移

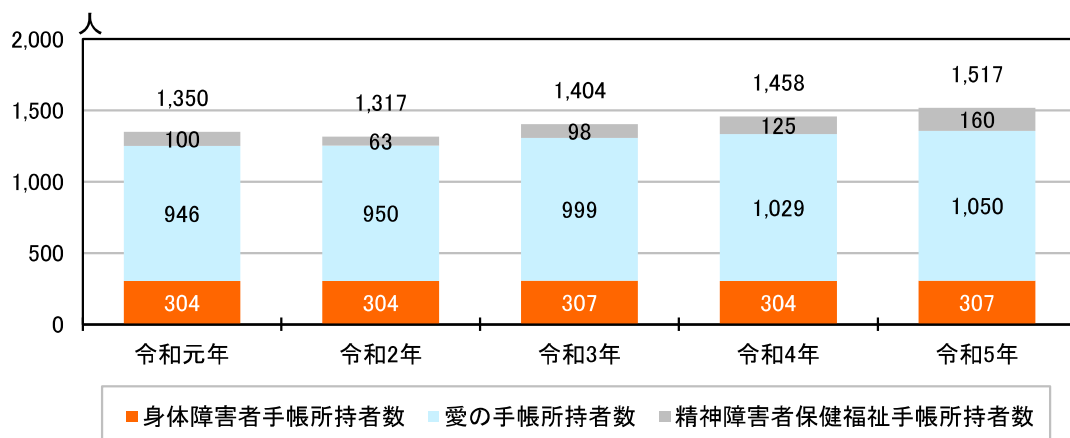


出典：業務取得

(16)障害児数の推移

18歳未満の障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、内訳としては「愛の手帳所持者数」、「精神障害者保健福祉手帳所持者数」において増加しており、「身体障害者手帳所持者数」は横ばいでの推移となっています。

図表 24 18歳未満の障害者手帳所持者数の推移（各年12月31日時点）

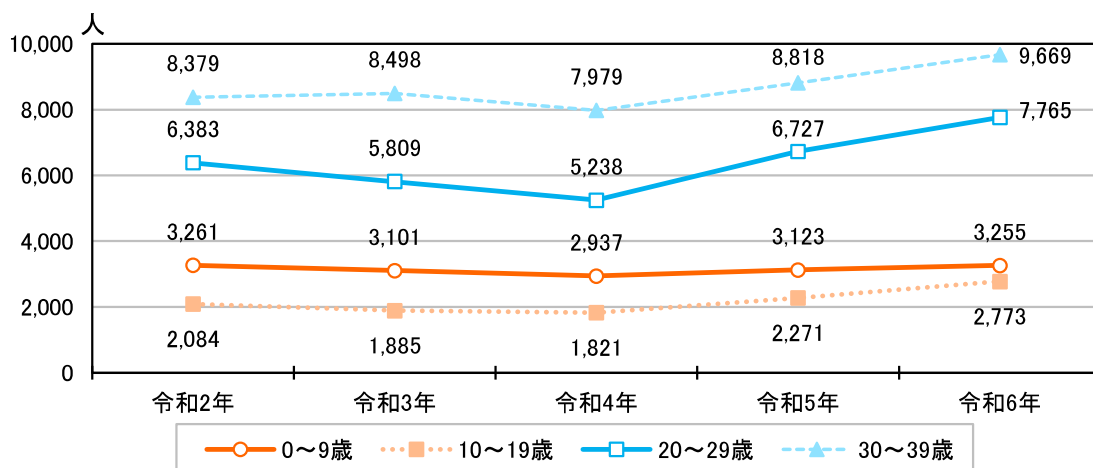


出典：業務取得

(17)外国籍人口の推移

40歳未満の外国籍人口について、令和2年から令和4年にかけて減少傾向がみられましたが、令和4年以降は増加に転じ、10歳代・20歳代・30歳代の増加が顕著となっています。

図表 25 40歳未満の外国籍人口の推移（各年1月1日時点）

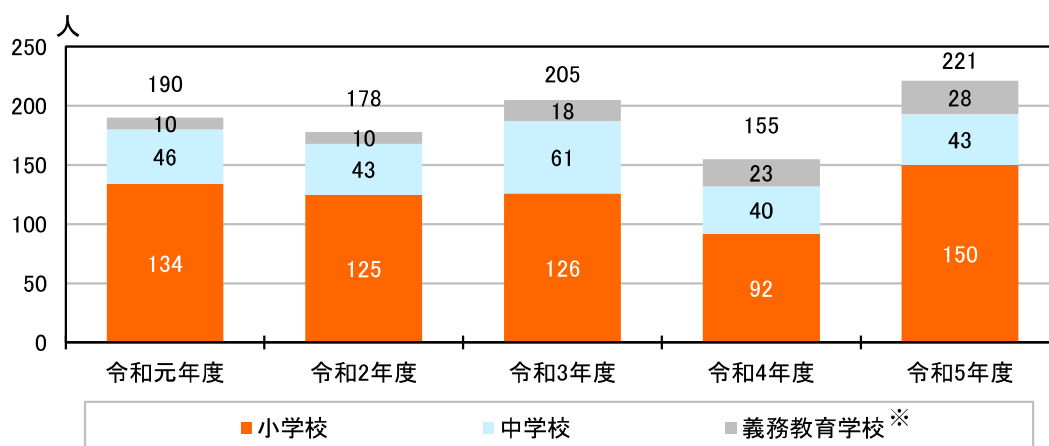


出典：業務取得

(18)日本語指導を必要とする児童・生徒数の推移

日本語指導を必要とする児童・生徒数は、年度により増減が見られるものの、増加傾向にあります。

図表 26 日本語指導を必要とする児童・生徒数の推移



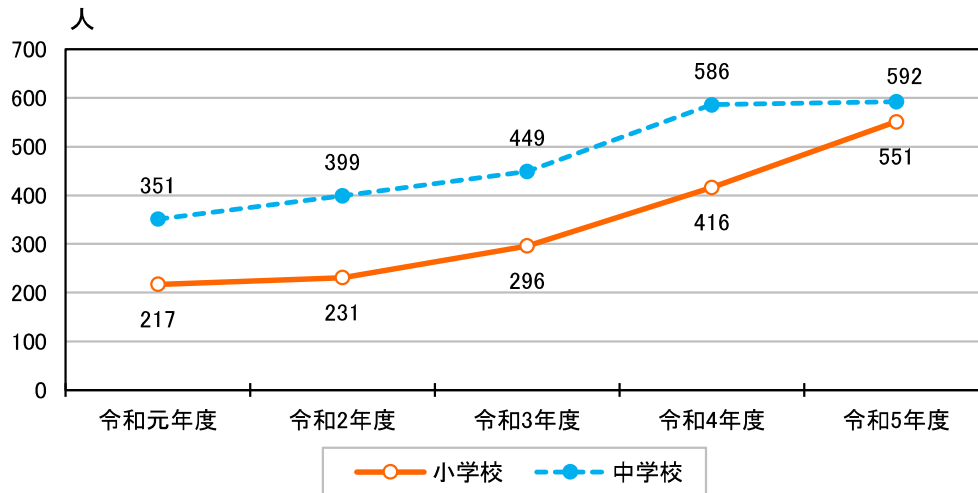
※ 義務教育として行われる9年間の普通教育を一貫して行う学校のこと。小学校に相当する6年間の前期課程と、中学校に相当する3年間の後期課程に区分される。

出典：業務取得

(19)不登校児童・生徒数の推移

不登校児童・生徒数について、小中学校のいずれも増加傾向にあり、令和元年度から令和5年度にかけて小学校で約2.5倍、中学校で約1.7倍の増加となっています。

図表 27 不登校児童・生徒数（小中学校別）の推移（各年度4月～3月計）



※小学校は義務教育学校前期課程、中学校は義務教育学校後期課程を含む。

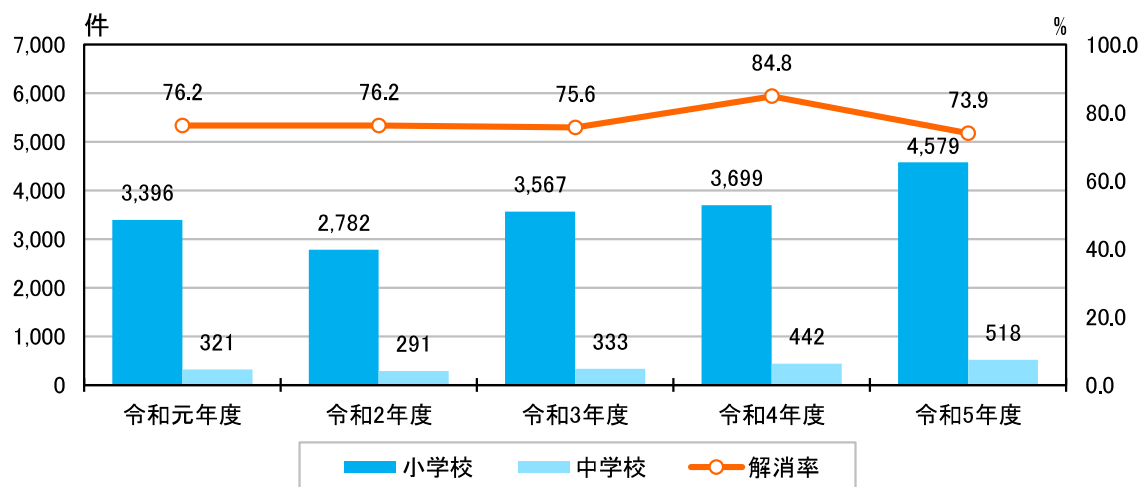
出典：業務取得

(20)いじめの認知件数と解消率の推移

いじめの認知件数は小中学校のいずれも、確実な認知と対応を目指して取組を進めており、令和2年度以降増加傾向にあります。解消率※については、令和4年度は84.8%となっていますが、そのほかの年度では7割台となっています。

※ いじめ認知件数のうち、解消しているものの割合で、解消は①いじめが止まっている状態が継続、②被害者が心身の苦痛を感じていないことの2つを満たしている状態。

図表 28 いじめの認知件数（小中学校別）と解消率の推移（各年度4月～3月計）



※小学校は義務教育学校前期課程、中学校は義務教育学校後期課程を含む。

出典：業務取得

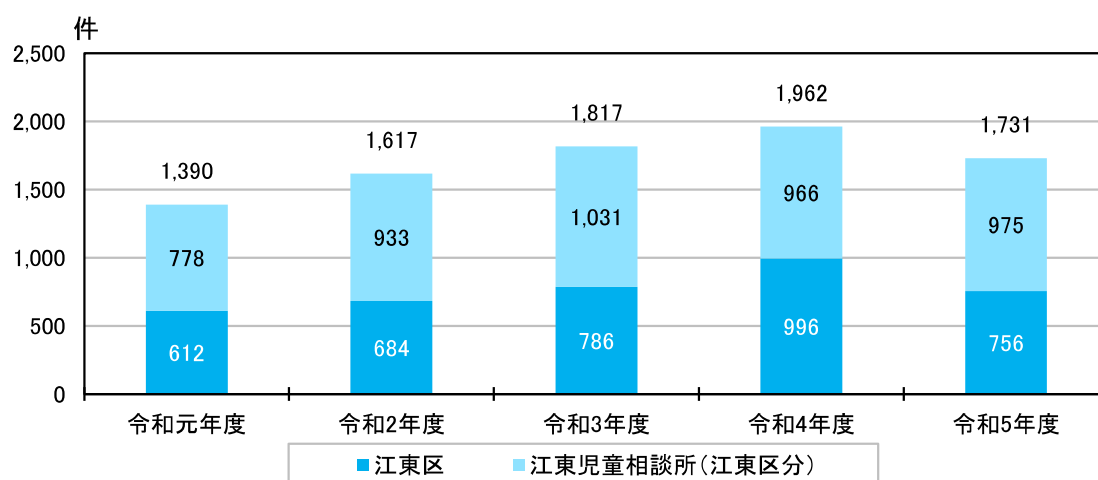
(21)児童虐待受理件数の推移

児童虐待受理件数※について、令和4年度にかけて増加傾向にありましたが、令和5年度にかけてやや減少し、江東区で756件、東京都の江東児童相談所(江東区分)で975件となっています。

種別ごとに件数をみると、心理的虐待が最も多く、令和5年時点で445件となっています。

※ 児童や保護者、近隣住民、関係機関等からの通告(相談)を受け、児童虐待として受け付けた件数。江東区では、養育支援課と南砂子ども家庭支援センターで通告(相談)に対応。

図表 29 児童虐待受理件数(新規)の推移(各年度4月～3月計、江東区及び江東児童相談所の双方で受理したものを含む)



出典：業務取得

図表 30 児童虐待の種別件数(江東区受理分)

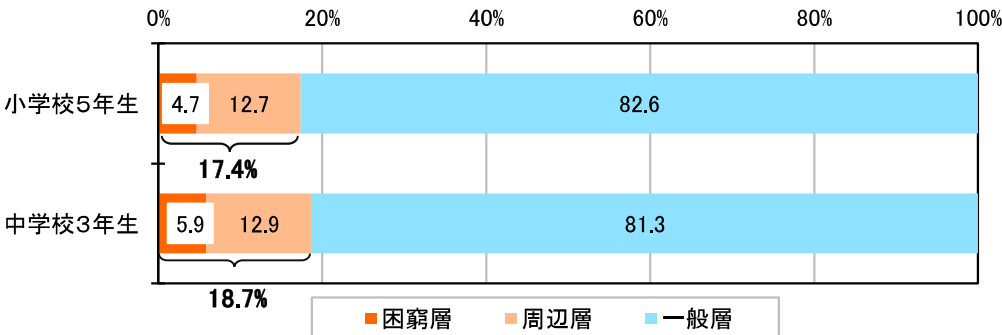
種別件数	定義 (「子ども虐待対応の手引き」(こども家庭庁)より)	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄等により一室に拘束する 等	225	215	226	216	222
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV) 等	237	357	406	610	445
性的虐待	こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする 等	12	3	6	5	12
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない 等	138	109	148	165	77

出典：業務取得

(22)生活困難層の状況

困窮層と周辺層を合わせた「生活困難層」の割合について、小学校5年生と中学校3年生のいずれも2割弱となっています。

図表 31 生活困難層の状況



※ 構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%とならない場合がある。

出典：令和5年度江東区子育て世帯生活実態調査

「生活困難層」の定義

「生活困難層」の分類は「低所得」、「家計の逼迫」、「こどもの体験や所有物の欠如」の3要素（下記参照）に基づき行い、このうち、2つ以上の要素に該当する層を「困窮層」、1つの要素に該当する層を「周辺層」としています。

生活困難層	困窮層＋周辺層
困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない

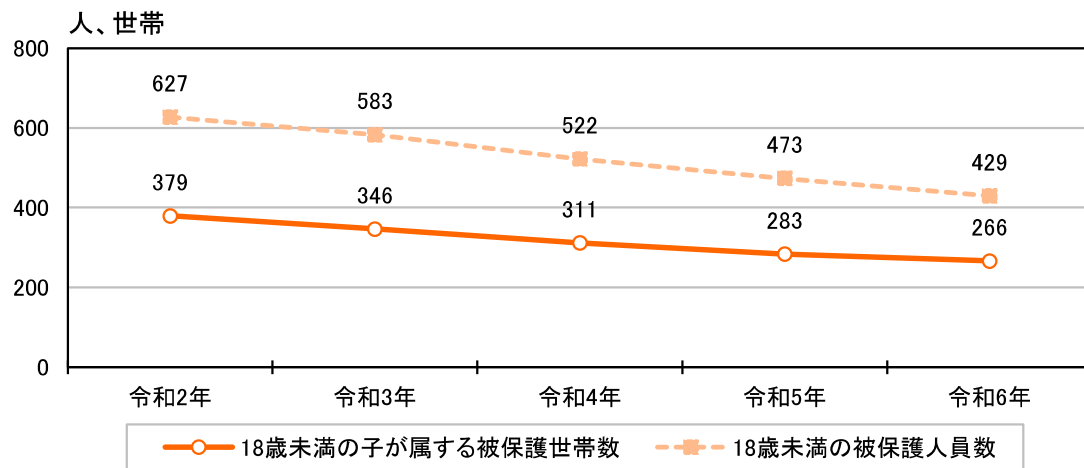
参考：3要素の考え方 ～「東京都子供の生活実態調査報告書」より～

①低所得	③こどもの体験や所有物の欠如
等価世帯所得が厚生労働省「2022（令和4）年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯 <低所得基準> 世帯所得の中央値 423 万円÷ √平均世帯人数（2.25 人）×50% ＝141.0 万円	こどもの体験や所有物等に関する 15 項目のうち、経済的な理由で、欠如している項目が3つ以上該当 ○海水浴に行く ○博物館・科学館・美術館等に行く ○キャンプやバーベキューに行く ○スポーツ観戦や劇場に行く ○遊園地やテーマパークに行く ○毎月おこづかいを渡す ○毎年新しい洋服・靴を買う ○習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる ○学習塾に通わせる（又は家庭教師に来てもらう） ○お誕生日のお祝いをする ○1年に1回くらい家族旅行に行く ○クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる ○こどもの年齢に合った本 ○こども用のスポーツ用品・おもちゃ ○こどもが自宅で宿題（勉強）をすることができる場所
②家計の逼迫	
経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験、食料・衣服を買えなかった経験等の7項目のうち、1つ以上該当 ○電話料金 ○電気料金 ○ガス料金 ○水道料金 ○家賃 ○家族が必要とする食料が買えなかった ○家族が必要とする衣類が買えなかった	

(23)18歳未満のいる世帯の生活保護世帯数等の推移

18歳未満の被保護人員数及び18歳未満の子が属する被保護世帯数はいずれも減少傾向にあり、18歳未満の被保護人員数は令和6年時点で429人となっています。

図表 32 18歳未満のいる世帯の生活保護の状況



出典：業務取得

(24) 各種手当・助成利用者数の推移

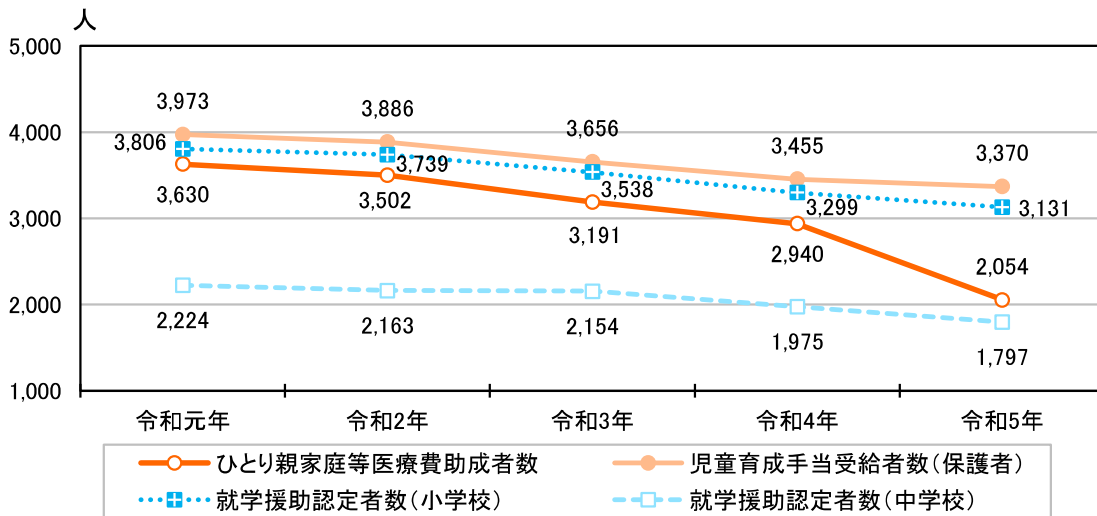
ひとり親家庭等医療費助成者数※1、児童育成手当※2受給者数(保護者)、就学援助※3認定者数について、いずれも受給者数や認定者数は減少傾向にあります。

※1 親本人と20歳未満で中度以上の障害を有する児童の数。高校生までの児童は子ども医療費助成で対応。

※2 ひとり親家庭等で要件を満たした家庭や、障害等の要件を満たした20歳未満の児童を養育している家庭を対象として支給される手当。育成手当と障害手当の2種類がある。

※3 経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費等、教育費の一部を援助する制度。

図表 33 各種手当・助成利用者数の推移



※小学校は義務教育学校前期課程、中学校は義務教育学校後期課程を含む。

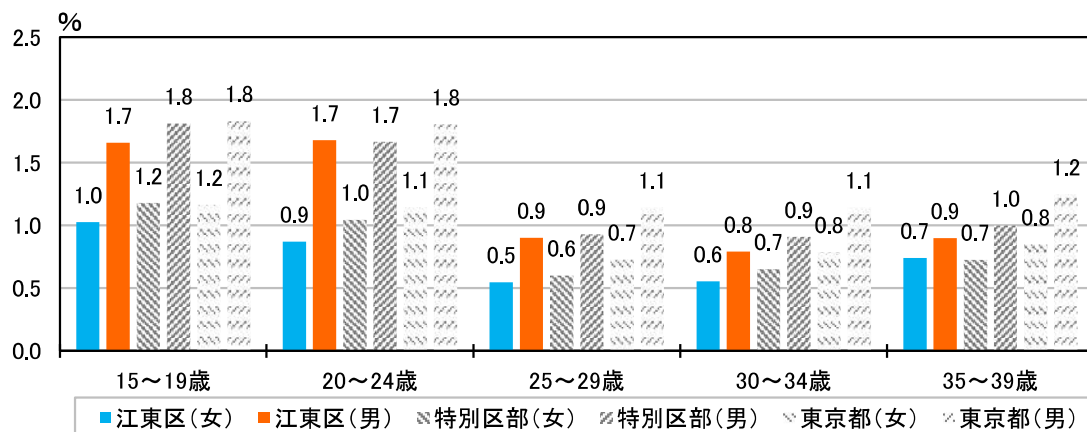
出典：業務取得

(25) 若年無業者の状況

若年無業者※の状況について、15歳から24歳にかけては男性で約2%、女性で約1%の割合となっています。25歳から39歳にかけては男女とも約1%の割合となっています。

※ ここでは、15～39歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者とした。

図表 34 若年無業者の割合（都区部・東京都比較）



出典：国勢調査

2-2 現行計画の進捗状況

現行計画である江東区こども・子育て支援事業計画のうち、令和2年度から令和5年度の取組状況は、以下のとおりです（一部事業は令和6年度の実績も掲載しています）。

なお、表中の「量の見込み」は需要数、「計画」は計画上の供給数、「実績」「定員」は実際の供給数を表しています。

（1）教育・保育事業

1号認定（教育標準時間認定）※1については、区立幼稚園の適正配置計画等に基づき、学級数を変更したため、令和5年度を除く各年度で計画に対して実績が下回っています。

2号認定（3～5歳の保育認定）※2については、認可保育所の新規整備や認可外保育施設の認可移行により定員数を増やしてきましたが、認証保育所の閉園や認可保育所の定員変更等の影響により、計画に対して実績が下回っています。

3号認定（0～2歳の保育認定）※3についても、2号認定と同様に計画に対して実績が下回っており、特に0歳児の定員数は認証保育所の閉園等の影響を受けています。

※1 3歳～5歳児を持つ、2号認定以外の家庭を対象とした、幼稚園や認定こども園利用のための認定。

※2 3歳～5歳児を持つ、保護者の就労、出産、疾病等により保育の必要性のある家庭を対象とした、認定こども園や保育所利用のための認定。

※3 0歳～2歳児を持つ、保護者の就労、出産、疾病等により保育の必要性のある家庭を対象とした、認定こども園や保育所、地域型保育利用のための認定。なお、地域型保育とは0～2歳児を対象とした施設を指し、小規模保育（利用定員6人～19人）、家庭的保育（利用定員5人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育（企業の事業所内で従業員の子どもや地域のこどもを預かる保育）の4つのタイプがある。

図表 35 教育・保育事業の状況

（単位：人）

（月極利用定員数・利用者数）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	量の見込み	4,883	4,823	4,763	3,738	3,536
	計画（①）	5,027	4,977	4,907	4,299	4,229
	実績（②）	4,804	4,474	4,334	4,299	4,194
	過不足（②-①）	△ 223	△ 503	△ 573	0	△ 35
	割合（②/①）	95.6%	89.9%	88.3%	100.0%	99.2%
	定員（②）	4,804	4,474	4,334	4,299	4,194
	利用者数（③）	4,232	3,963	3,605	3,209	2,839
	空き定員（②-③）	572	511	729	1,090	1,355
【参考】	利用率（③/②）	88.1%	88.6%	83.2%	74.6%	67.7%

※ 実績数値は5月1日時点のものです。

※ 1号認定の利用者数には、一部区外居住者を含みます。

※ 令和4年度に中間見直しを行い、量の見込み等を修正しています。

図表 35 教育・保育事業の状況【続き】

(単位：人)

(月極利用定員数・利用者数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2号認定	量の見込み	8,761	8,637	8,317	7,965	7,720
	計画 (①)	9,398	9,750	10,219	10,403	10,531
	実績 (②)	9,366	9,695	10,171	10,379	10,435
	過不足 (②-①)	△ 32	△ 55	△ 48	△ 24	△ 96
	割合 (②/①)	99.7%	99.4%	99.5%	99.8%	99.1%
	【参考】	定員 (②)	9,366	9,695	10,171	10,435
		利用者数 (③)	8,022	8,312	8,361	8,374
		空き定員 (②-③)	1,344	1,383	1,810	2,061
		利用率 (③/②)	85.7%	85.7%	82.2%	80.2%
3号認定 (1・2歳)	量の見込み	5,505	5,625	5,869	4,903	4,915
	計画 (①)	5,952	6,104	6,345	6,166	6,212
	実績 (②)	5,928	5,988	6,153	6,140	6,062
	過不足 (②-①)	△ 24	△ 116	△ 192	△ 26	△ 150
	割合 (②/①)	99.6%	98.1%	97.0%	99.6%	97.6%
	【参考】	定員 (②)	5,928	5,988	6,153	6,062
		利用者数 (③)	4,957	5,104	5,265	5,373
		空き定員 (②-③)	971	884	888	689
		利用率 (③/②)	83.6%	85.2%	85.6%	88.6%
3号認定 (0歳)	量の見込み	1,186	1,199	1,210	1,029	1,027
	計画 (①)	1,325	1,325	1,331	1,190	1,190
	実績 (②)	1,304	1,237	1,201	1,170	1,157
	過不足 (②-①)	△ 21	△ 88	△ 130	△ 20	△ 33
	割合 (②/①)	98.4%	93.4%	90.2%	98.3%	97.2%
	【参考】	定員 (②)	1,304	1,237	1,201	1,157
		利用者数 (③)	940	928	909	845
		空き定員 (②-③)	364	309	292	312
		利用率 (③/②)	72.1%	75.0%	75.7%	73.0%

※ 実績数値は4月1日時点のものです。

※ 3号認定は、国の指針により0歳と1・2歳を分けて算出しています。

※ 令和4年度に中間見直しを行い、量の見込み等を修正しています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

2-① 利用者支援事業

こども及びその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業(2-①以降)の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で相談対応等の支援を行う事業。事業の形としては、相談対応等の利用者支援や地域連携(関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくり等)を行う「基本型」、相談対応等の利用者支援のみを行う「特定型」、妊娠期から子育て期にわたる総合的な切れ目のない支援を行う「母子保健型」の3類型がある。

「基本型」は区内8か所の子ども家庭支援センターで、「特定型」は本庁・豊洲特別出張所で、「母子保健型」は区内4か所の保健相談所で実施しており、計画どおりの実績となっています。

図表 36 利用者支援事業の実施状況

(単位:か所)

(実施か所数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業	量の見込み	12	12	14	14	14
	計画(①)	12	12	14	14	14
	基本型(子ども家庭支援センター)	6	6	8	8	8
	特定型(本庁・豊洲特別出張所)	2	2	2	2	2
	母子保健型(保健相談所)	4	4	4	4	4
	実績(②)	12	12	14	14	14
	基本型(子ども家庭支援センター)	6	6	8	8	8
	特定型(本庁・豊洲特別出張所)	2	2	2	2	2
	母子保健型(保健相談所)	4	4	4	4	4
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0
	割合(②/①)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

2-② 時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定(2号・3号の各種認定)を受けたこどもに対して、通常の利用日以外の日、また通常の利用時間以外の時間において、認定子ども園や保育所等で保育を実施する事業。

事業の性質上、保護者の雇用形態等の状況により左右されやすく、計画に対して実績が下回っています。

図表 37 時間外保育事業の実施状況

(単位:人)

(月極利用平均人数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間外保育事業	量の見込み	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
	計画(①)	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
	実績(②)	1,160	1,303	814	758	-
	過不足(②-①)	△ 690	△ 547	△ 1,036	△ 1,092	-
	割合(②/①)	62.7%	70.4%	44.0%	41.0%	-

2-③ 放課後児童健全育成事業(江東きっずクラブ)

保護者が仕事等で日中家にいない家庭の児童に対して、放課後等に安全・安心な遊びや生活の場を提供し、児童の健やかな育成を図る事業。平日の午後(放課後)のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施。

江東きっずクラブB登録については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度まで計画に対して実績が下回りましたが、令和4年度以降は計画に対して実績が上回っています。

江東きっずクラブA登録については、計画に対して実績が上回っています。

図表 38 放課後児童健全育成事業の実施状況

(単位:人)

(登録者数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
江東きっず クラブB登録	量の見込み	3,666	3,721	3,767	3,839	3,862
	計画(①)	3,666	3,721	3,767	3,839	3,862
	1年生	1,510	1,533	1,552	1,582	1,591
	2年生	1,240	1,259	1,274	1,299	1,307
	3年生	916	929	941	958	964
	実績(②)	3,595	3,707	4,024	4,456	-
	1年生	1,680	1,715	1,736	1,956	-
	2年生	1,188	1,303	1,467	1,502	-
	3年生	711	666	793	962	-
	高学年(障害等のある児童)	16	23	28	36	-
	過不足(②-①)	△71	△14	257	617	-
	割合(②/①)	98.1%	99.6%	106.8%	116.1%	-
江東きっず クラブA登録	量の見込み	1,448	1,464	1,502	1,541	1,592
	計画(①)	1,448	1,464	1,502	1,541	1,592
	4年生	863	873	895	918	949
	5年生	422	426	438	449	464
	6年生	163	165	169	174	179
	実績(②)	2,105	1,701	1,784	2,747	-
	4年生	1,335	1,187	1,171	1,811	-
	5年生	543	390	501	660	-
	6年生	227	124	112	276	-
	過不足(②-①)	657	237	282	1,206	-
	割合(②/①)	145.4%	116.2%	118.8%	178.3%	-

※ 江東きっずクラブA登録は、小学校全学年を対象とし、自主的な遊び・学びの場を提供し、児童の活動を守る事業です。なお、上表は小学校4～6年生における実施状況となります。

※ 江東きっずクラブB登録は、小学校1～3年生及び障害等のある4～6年生を対象とし、就労世帯等の児童に対し、保護者に代わり生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

2-④ 子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な支援(宿泊を伴う一時的預かり)を行う事業。施設で預かる「施設型」と協力家庭員(預かりボランティア)の自宅で預かる「在宅型」がある。

施設型については、預かりが可能な利用者の組み合わせ(年齢や性別等)の兼ね合いや、施設までの送迎が困難なため利用が勧奨されない場合があり、計画に対して実績が下回っています。在宅型については、安定して受け入れが可能な協力家庭員の数が増加したほか、協力家庭員の居住するエリアの偏りにより利用が難しい地域もあったため、計画に対して実績が下回っている年度があります。

図表 39 子育て短期支援事業の実施状況

(単位:人)

(利用者数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て短期支援事業	量の見込み	1,036	995	1,000	1,024	1,014
	計画(①)	1,545	1,545	1,545	1,545	1,545
	施設型	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
	在宅型	450	450	450	450	450
	実績(②)	955	1,083	1,036	1,168	-
	施設型	525	510	584	739	-
	在宅型	430	573	452	429	-
	過不足(②-①)	△ 590	△ 462	△ 509	△ 377	-
	割合(②/①)	61.8%	70.1%	67.1%	75.6%	-

2-⑤ 乳児家庭全戸訪問事業(新生児・産婦訪問指導事業)

助産師又は保健師が、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や子育て状況等の把握を行い、育児や産後の体調等の相談を受けたり必要なサービスにつなげたりする事業。

対象となる0歳児の出生数が計画を下回ったことにより、計画に対して実績が下回っています。一方、実際の出生数と比べると、訪問割合は増加傾向にあります。

図表 40 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況(計画との比較)

(単位:件)

(訪問件数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	4,824	4,876	4,923	4,183	4,177
	計画(①)	4,824	4,876	4,923	4,183	4,177
	実績(②)	3,255	3,616	3,447	3,746	-
	過不足(②-①)	△ 1,569	△ 1,260	△ 1,476	△ 437	-
	割合(②/①)	67.5%	74.2%	70.0%	89.6%	-

※ 令和4年度に中間見直しを行い、量の見込み等を修正しています。

図表 41 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況(出生数との比較)

(単位:件)

(出生数・訪問件数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳児家庭全戸訪問事業	出生数(①)	4,075	3,957	3,698	3,400
	実績(②)	3,255	3,616	3,447	3,746
	過不足(②-①)	△ 820	△ 341	△ 251	346
	割合(②/①)	79.9%	91.4%	93.2%	110.2%

※ 実績には出生後転入した者を含みます。

2-⑥ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会※その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援(子育てに関する相談、指導、助言その他必要な支援)が特に必要な家庭に対して、民間の訪問支援者がその家庭を訪問し、子育てに関する専門的な指導・助言に基づく家事支援を行うことで、当該家庭の適切な養育の実現を目指す事業。

※ 虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童(保護者がいない、又は保護者の下にいることが不相当だと認められる18歳未満のこども)の適切な保護や養育を支援することが特に必要な児童等への適切な支援を図るため、関係機関等により構成され、必要な情報の交換や支援内容の協議を行う法定の協議会。

利用者の求める支援内容を訪問支援者が提供できないことがあり、利用勧奨が進まない場合があったほか、地域によっては訪問可能な支援者が不足したことから、計画に対して実績が下回っています。

図表 42 養育支援訪問事業の実施状況

(単位: 件・回)

(訪問件数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養育支援訪問 事業件数	量の見込み	46	46	47	47	48
	計画(①)	46	46	47	47	48
	実績(②)	25	31	40	42	-
	過不足(②-①)	△ 21	△ 15	△ 7	△ 5	-
	割合(②/①)	54.3%	67.4%	85.1%	89.4%	-
(訪問回数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養育支援訪問 事業回数	量の見込み	325	329	333	337	341
	計画(①)	325	329	333	337	341
	実績(②)	158	226	299	320	-
	過不足(②-①)	△ 167	△ 103	△ 34	△ 17	-
	割合(②/①)	48.6%	68.7%	89.8%	95.0%	-

2-⑦ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業。「子育てひろば※1」、「マイ保育園ひろば※2」及び「かんがるーひろば※3」を実施。

- ※1 子育て中の保護者・就学前児童を対象に、子ども家庭支援センター、児童館及び一部私立保育所において、親子が一緒にのびのび過ごせ、また一緒に子育てをする仲間との子育ての輪を広げることができる場の提供を実施する事業。
- ※2 在宅で子育てをしている保護者・就学前児童を対象に、認可保育所及び認定こども園で遊び場の提供や季節のイベントへのお誘い、子育て相談等を実施する事業。
- ※3 地域の未就園児とその保護者を対象に、区立幼稚園で親子の交流や子育て相談等を行う親子登園を実施する事業。参加している同年齢のお子さんと一緒に遊ぶことや、在園しているこどもたちとの触れ合い、区立幼稚園の生活等が体験できる。

量の見込みは利用者数としていますが、計画は施設数としています。計画期間中に亀戸第二児童館を廃止したため、計画に対して実績が下回っています。

図表 43 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）の実施状況

（単位：人・か所）

（利用者数・実施か所数）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域子育て支援拠点事業 （子育てひろば事業）	量の見込み	377,100	377,100	456,000	456,000	456,000
	子ども家庭支援センター	210,500	210,500	289,400	289,400	289,400
	児童館	159,100	159,100	159,100	159,100	159,100
	私立保育所	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
	（参考）利用者数実績	168,643	242,433	366,961	465,862	—
	子ども家庭支援センター	34,362	56,520	145,958	230,747	—
	児童館	130,101	180,761	215,167	229,640	—
	私立保育所	4,180	5,152	5,836	5,475	—
	計画（①）	27	27	29	29	29
	子ども家庭支援センター	6	6	8	8	8
	児童館	18	18	18	18	18
	私立保育所	3	3	3	3	3
	実績（②）	27	27	29	28	28
	子ども家庭支援センター	6	6	8	8	8
	児童館	18	18	18	17	17
	私立保育所	3	3	3	3	3
	過不足（②-①）	0	0	0	△ 1	△ 1
	割合（②/①）	100.0%	100.0%	100.0%	96.6%	96.6%

※「マイ保育園ひろば」及び「かんがるーひろば」は、量の見込み及び計画の設定はありません。

2-⑧ 一時預かり事業

【在園児対象型(幼稚園)】

子育て支援の一環として、通院・介護等の保護者のニーズに応えるため、教育時間前後に預かり保育を実施する事業。1日の教育課程に係る幼稚園の教育時間は、文部科学省が定める幼稚園教育要領に4時間を標準とすると示されており、その教育時間の前後に事業を実施している。

【在園児対象型を除く】

保護者の入院や通院、親族の看護等で、家庭での保育が一時的に困難となった場合や保護者の育児負担の軽減等を目的として、主として昼間、認可保育所その他の場所で一時的にこどもを預かる事業。「非定型一時保育※1」、「緊急一時保育※2」、「リフレッシュひととき保育※3」、「ファミリー・サポート(未就学児)※4」を実施。

- ※1 在宅で育児をしている保護者が、通院、通学、短時間の就労、自宅での看護等の理由で、お子さんの保育ができないときに、認可保育所の一時保育室で一時的にこどもを預かる事業。保護者のリフレッシュ目的でも利用が可能。
- ※2 保護者の出産、傷病による入院、又は親族等の入院看護等の緊急の理由で、一時的にお子さんの保育ができないときに認可保育所の定員を超えてこどもを預かる事業。
- ※3 在宅で子育てをしている保護者のお子さんを一時的に預かる事業で、子ども家庭支援センター及び一部の児童館で実施する事業。保護者のリフレッシュを目的とし、預かる理由を問わない。
- ※4 区内で育児の手助けを必要とする方(利用会員)と育児の手助けができる方(協力会員)を結び、会員同士による援助活動を行う事業。保育所・幼稚園の送迎等にも利用が可能。

在園児対象型一時預かり事業(幼稚園)については、預かり事業の利用者数は増加傾向にあります。が、在園児数の減少が続いているため、計画に対して実績が下回っています。

在園児対象型を除く一時預かり事業については、増加要因(事業開始や定員拡大)と減少要因(コロナ禍における利用制限や休止施設の発生等)が重なった結果、利用者数は増加傾向にありますが、計画に対して実績が下回っています。

図表 44 一時預かり事業の実施状況

(単位：人)

(利用者数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在園児対象型 (幼稚園)	量の見込み	77,358	79,770	82,416	85,275	88,417
	計画(①)	115,323	114,518	113,713	112,868	112,036
	実績(②)	45,954	56,686	80,641	86,653	-
	過不足(②-①)	△ 69,369	△ 57,832	△ 33,072	△ 26,215	-
	割合(②/①)	39.8%	49.5%	70.9%	76.8%	-

図表 44 一時預かり事業の実施状況【続き】

(単位：人)

(利用者数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在園児対象型を除く 一時預かり事業	量の見込み	40,540	40,540	43,840	43,840	43,840
	計画(①)	40,540	40,540	43,840	43,840	43,840
	非定型一時保	19,590	19,590	19,590	19,590	19,590
	緊急一時保育	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
	リフレッシュ ひととき保育	12,100	12,100	15,400	15,400	15,400
	ファミリー・ サポート (未就学児)	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	実績(②)	18,820	24,065	29,535	36,473	—
	非定型一時保	8,497	9,926	11,055	11,884	—
	緊急一時保育	776	624	537	644	—
	リフレッシュ ひととき保育	5,827	9,550	13,579	19,661	—
	ファミリー・ サポート (未就学児)	3,720	3,965	4,364	4,284	—
過不足(②-①)		△ 21,720	△ 16,475	△ 14,305	△ 7,367	—
割合(②/①)		46.4%	59.4%	67.4%	83.2%	—

2-⑨ 病児保育事業

病院・保育所等に設置された専用スペース等において、病気又は病気の回復期であるために保育所に登園できない児童の保育を一時的に看護師等が行う事業。令和6年度において、病気の初期から回復期までの乳幼児を対象とした病児・病後児対応型施設4施設、病気の回復期にある乳幼児を対象とした病後児対応型施設1施設で実施している。

計画は1年間の総定員数としています。病気の際にのみ利用するという特性上、当日のキャンセルや病状によっては受け入れを断る場合があることから、常に利用が定員に達する状態ではなく、実績は年々増加していますが、計画に対して実績が下回っています。

図表 45 病児保育事業の実施状況

(単位：人)

(利用者数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病児・病後児 保育事業	量の見込み	4,230	4,233	4,215	4,224	4,259
	計画(①)	6,240	6,240	6,240	6,240	6,240
	実績(②)	654	1,507	1,805	1,897	—
	過不足(②-①)	△ 5,586	△ 4,733	△ 4,435	△ 4,343	—
	割合(②/①)	10.5%	24.2%	28.9%	30.4%	—

2-⑩ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

区内で就学児に対する送迎等、育児の手助けを必要とする方(利用会員)と手助けができる方(協力会員)を結び、会員同士による援助活動を行う事業。

江東きッズクラブの受け入れ態勢の整備が整う等他サービスが拡充したこと、新型コロナウイルス感染症の影響により協力会員がコロナ禍前と比べ100人程度減少したこと等により、計画に対して実績が下回っています。

図表 46 ファミリー・サポート・センター事業の実施状況

(単位：人)

(利用者数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ファミリー・サポート・センター (就学児)	量の見込み	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
	計画(①)	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
	実績(②)	875	807	1,436	1,620	-
	過不足(②-①)	△ 2,225	△ 2,293	△ 1,664	△ 1,480	-
	割合(②/①)	28.2%	26.0%	46.3%	52.3%	-

2-⑪ 妊婦健康診査事業

妊産婦の健康状態を保ち、向上させるため、健康診査を行う事業。

妊娠届受理件数が見込みよりも少なかったため、計画に対して実績が下回っています。一方、区外への転出等により、実際の出生数と比べると、受診票(母子健康手帳)の交付件数は多い傾向にあります。

図表 47 妊婦健康診査事業の実施状況(計画との比較)

(単位：件・回)

(交付件数・健診回数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子健康手帳 交付件数	量の見込み	5,306	5,364	5,415	4,601	4,595
	計画(①)	5,306	5,364	5,415	4,601	4,595
	実績(②)	4,568	4,289	4,062	4,200	-
	過不足(②-①)	△ 738	△ 1,075	△ 1,353	△ 401	-
	割合(②/①)	86.1%	80.0%	75.0%	91.3%	-
健診回数	量の見込み	53,060	53,640	54,150	46,470	46,410
	計画(①)	53,060	53,640	54,150	46,470	46,410
	実績(②)	45,602	44,670	43,428	43,714	-
	過不足(②-①)	△ 7,458	△ 8,970	△ 10,722	△ 2,756	-
	割合(②/①)	85.9%	83.3%	80.2%	94.1%	-

図表 48 妊婦健康診査事業の実施状況(出生数との比較)【参考】

(単位：件)

(出生数・交付件数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子健康手帳 交付件数	出生数(①)	4,075	3,957	3,698	3,400
	実績(②)	4,568	4,289	4,062	4,200
	過不足(②-①)	493	332	364	800
	割合(②/①)	112.9%	108.4%	109.8%	123.5%

2-⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得者の負担軽減を図るため、認定世帯(1号～3号のいずれかの教育・保育認定を受けた世帯)に対して教育・保育に必要な日用品や行事参加費等の実費負担分の費用を助成する事業。

1号認定(教育標準時間認定)については、1号認定全体の件数が減少傾向にあるため、本事業の対象となる低所得世帯等においても、実績の減少傾向が続いています。

2号・3号認定(0～5歳の保育認定)の実績はありません。

図表 49 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施状況

(単位：人)

(利用者数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
係る 補足給付 を行う事業	実績	142	113	111	99	—
	1号認定	142	113	111	99	—
	2・3号認定	0	0	0	0	—

※量の見込み及び計画の設定なし。

2-⑬ 多様な主体の参入促進事業

保育の需要に応じた供給体制の確保や多様な事業者の能力活用を図るため、認可保育所等特定教育・保育施設(施設の運営等に係る費用の補助を受けるために区長から認められた施設)への民間事業者の参入を促進する事業。

株式会社等が運営主体の私立保育所は、令和6年度で合計120施設と、令和2年度に比べ16施設の増加となっています。多様な主体の参入促進事業については、株式会社の割合が増加傾向にあります。

図表 50 多様な主体の参入促進事業の運営主体の状況

(単位：施設)

(施設数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定 幼稚園 ・ 保育園	株式会社	0	0	0	0	0
	NPO	0	0	0	0	0
	宗教法人	0	0	0	0	0
	その他	5	5	5	5	5
	合計	5	5	5	5	5
私立 保育所	株式会社	91	101	102	103	105
	NPO	8	8	10	9	8
	宗教法人	1	1	1	1	1
	その他	4	4	4	5	6
	合計	104	114	117	118	120

2-3 令和5年度調査(アンケート・ヒアリング)等結果概要

(1)調査の概要

本計画の策定にあたっては、こども・若者支援施策の検討及び教育・保育事業の利用量を見込む必要があることから、子育て中の保護者や中高生世代の意見・意向を伺うために区民意向調査を実施しました。また、こどもの貧困問題に関して、貧困(生活困難)層の生活、教育状況やニーズを把握することを目的として、区民及び関係機関・団体を対象にした子育て世帯生活実態調査を実施しました。

①区民意向調査	
○江東区内在住の就学前児童の保護者【3,000 件配付、1,624 件回収（回収率 54.1%）】	
○江東区内在住の小学生児童の保護者【3,000 件配付、1,584 件回収（回収率 52.8%）】	
○江東区内在住の小学生高学年本人【1,500 件配付、655 件回収（回収率 43.7%）】	
○江東区内在住の中高生世代本人【2,000 件配付、799 件回収（回収率 40.0%）】	
②子育て世帯生活実態調査	
○江東区内在住の小学校 5 年生児童本人【2,000 件配付、824 件回収（回収率 41.2%）】	
○江東区内在住の中学校 3 年生生徒本人【2,000 件配付、765 件回収（回収率 38.3%）】	
○江東区内在住の小学校 5 年生児童・中学校 3 年生生徒の保護者【4,000 件配付、1,714 件回収（回収率 42.9%）】	
○江東区内在住の児童育成手当受給者(小学校 4 年生から中学校 3 年生までの児童生徒を養育する者)【1,608 件配付、747 件回収（回収率 46.5%）】	
○区内のこども・若者施策に関係のある機関・団体【45 件】	
関係機関・団体のカテゴリー	
①福祉関係	母子生活支援施設／子ども家庭支援センター／まなび支援員／主任児童委員／保育園／江東区助け合い活動連絡会
②教育関係	スクールカウンセラー／スクールソーシャルワーカー
③保健関係	保健相談所／助産師会
④青少年関係	こうとうゆうすてっぷ事業受託会社
⑤支援団体	こども食堂／まなび塾事業受託会社

【調査結果報告書(区ホームページ)】

以下、URL 又は二次元コード(QR)より調査結果の詳細が確認できます。

<https://www.city.koto.lg.jp/281010/documents/keikaku.html>



(2)調査等からみえる課題の整理

アンケートやヒアリング調査の結果、こども・子育て会議で出された意見、及びこどもの権利に関する条例の検討に伴い実施した「こどもまんなかワークショップ」から寄せられた意見等を整理し、課題について次のとおり整理を行いました。

【こどもまんなかワークショップ実施報告書(区ホームページ)】

以下、URL 又は二次元コード(QR)よりワークショップ実施結果の詳細が確認できます。

https://www.city.koto.lg.jp/281010/documents/kodomomannnaka_ws.html



ポイント① こどもの権利

アンケート・ヒアリング結果からの課題
①こどもの権利の周知と考える機会の創出
(令和5年度) こども・子育て会議からの主な意見
①持っている資源を活かして、施設のルールを作ってみるとか、少しずつこどもの権利というものを実践する場や考える場を作っていくといいのではないかと思った。
②こどもの権利の周知は大人がもっと積極的にやっていかなければいけないということだと思う。
こどもの声 ※ (ア) …アンケート結果より (ワ) …ワークショップより
①学校の校則をもう少しゆるめてほしい、意見(理由)のない校則はやめてほしい。(ア)
②(アンケートの実施について) こういうアンケートがあると、こどもにも要望を言える権利がある気がします。(ア)
③意見をおしつけないでほしい。(ワ)
④だれもが声をあげることができる社会(になってほしい)。(ワ)
⑤大人だけでなく、こどもの意見を取り入れて発展する社会(になってほしい)。(ワ)
⇒次期計画に向けた課題・キーワード
1-1 こどもの権利の周知
1-2 こどもの意見表明・決定過程への参画

ポイント② 健康づくり・母子保健

アンケート・ヒアリング結果からの課題
①出産前からの切れ目ない支援 ②口腔ケアや食育の啓発
(令和5年度) こども・子育て会議からの主な意見
①こうとう家事育児サポート事業が派遣を多胎児家庭・ひとり親家庭から全世帯に拡充されたということは、本当によかったと思う。
こどもの声
①みんなが健康で文化的な生活を送れる社会（になってほしい）。(ワ)
⇒次期計画に向けた課題・キーワード
2-1 出産前から出産後の切れ目ない支援 2-2 こどもの健康づくり

ポイント③ 就学前の教育・保育

アンケート・ヒアリング結果からの課題
①地域需要に応じた保育の受け皿確保 ②休日保育や一時預かりの受け皿確保 ③保育所の入園時期の柔軟な対応 ④遊び場や休日の居場所の確保
(令和5年度) こども・子育て会議からの主な意見
①待機児童解消後という今までと異なる状況に対応して、新しい考え方、方法論がこれから求められるのだと思う。 ②必要なときに、体調を崩したこどもを預ける先というところに関しては、ぜひ引き続き検討いただきたいと思う。 ③公園でのボール遊び NG であったり雨の日の遊び場問題であったりも、ぜひ検討いただきたいと思う。
⇒次期計画に向けた課題・キーワード
3-1 児童減少に伴う教育・保育施設の活用 3-2 保育の質の向上 3-3 病児、一時預かり等の不定期保育の拡充 3-4 休日や雨の日の居場所確保

ポイント④ こども・若者の健全育成

アンケート・ヒアリング結果からの課題

- ①小さいこどもと接する機会の提供
- ②こども・若者の多様な居場所の確保
- ③情報リテラシーや性教育
- ④相談体制の充実とメンタルヘルスの介入
- ⑤江東きっずクラブB登録の受け入れ枠の確保

(令和5年度) こども・子育て会議からの主な意見

- ①小学校でだけではなく就学前のこどもたちへの人権教育としての性教育をどんな方法でやれるかということを江東区として具体的に検討してもらえるとありがたい。
- ②特別支援に通うこどもとそうでないこどもの交流の場としても、江東きっずクラブの役割はやはり大きく、これからこの比重というのはますます大きくなると思う。
- ③性教育について、この会議として、学校任せではなくて、大人がどうやっていくかについても考える必要があるのではないかなと思う。
- ④性教育や自己肯定感等、公の人に頼るだけではなく民間企業にも賛同、参加してもらうことも必要なのではないかと感じている。

こどもの声

- ①雨でも野球やサッカーが遊べる場所がほしい。(ア)
- ②受験生や勉強したい人が無料で利用できる自習室(学生専用)(がほしい)。(ア)
- ③中高生が趣味で利用できる所(ダンススタジオや音楽スタジオ)がほしいです。(ア)
- ④私が学校に行けなくなった理由は、ある日突然やる気が出なくなってしまったからです。メンタルケアも必須であってほしいと私は思います。(ア)

⇒次期計画に向けた課題・キーワード

- 4-1 江東きっずクラブの保留児童解消
- 4-2 若者が過ごせる居場所の確保
- 4-3 性教育の充実
- 4-4 異世代交流
- 4-5 相談体制とメンタルヘルス対策の充実

ポイント⑤ 家庭における子育て、ワーク・ライフ・バランス等

アンケート・ヒアリング結果からの課題
①子育ての不安・負担軽減 ②こどもと接する時間の確保 ③共働き・共育て ④デジタルツールを活用した情報発信
(令和5年度) こども・子育て会議からの主な意見
①情報が入手しにくいという問題は、乳幼児小学生の親に共通して出ている問題ではないかとアンケートを通して思った。 ②自分の状況がつながるように情報が発信されないと。行政側の情報発信のあり方というものをもう少し検討してほしい。 ③子育てが楽しいと感じるためには、親子が一緒に何かしなくてはいけないという発想ではなくて、一緒に育つことが楽しいなあと、こういう事が共有できたらいいと思う。 ④職員の方と普段から保護者がコミュニケーションをとれることで、状況がわかったり、保護者の方も相談しやすいというところもあるので、必要な方に必要な支援のような形をぜひ求めたい。
こどもの声
①ささいな事で怒鳴らないでほしい。(ア) ②私は小さい頃から親が共働きで孤独を感じる事が多くありました。今孤独で誰かほっとできる人を求めているこどもたちに手を差し伸べて上げてください。(ア)
⇒次期計画に向けた課題・キーワード
5-1 適切な支援に結びつくための効果的な情報発信 5-2 こどもと保護者が一緒に過ごせる時間の創出 5-3 家庭内における家事等の負担の分担

ポイント⑥ 特別な支援が必要なこども・家庭

アンケート・ヒアリング結果からの課題

- ①ひとり親の就労支援
- ②支援を必要とする方への適切な制度周知
- ③生活困難層の学習・進学支援
- ④外国につながるこどものケアや学習支援
- ⑤ヤングケアラーの把握と支援
- ⑥体罰に対する認識の是正と保護者ケア
- ⑦障害の早期発見と適切な支援
- ⑧不登校・ひきこもり・いじめ対策

(令和5年度) こども・子育て会議からの主な意見

- ①保育の質の向上で、特別支援までではないけれど発達障害とか、そこへの補助をつけたり、研修を増やしていくこともぜひ検討してもらいたい。
- ②（虐待のアンケート結果について）この現状は、深刻に受けとめるべきだと思う。我々としてどう発信していくかということがすごく大切で、これからどうしていくかということをお皆さんとともに考えたい。
- ③なぜ体罰がいけないのかという根本的なところから啓発をしないといけないと思う。
- ④障害があろうがなんだろうが、子育てに安心が持てること。

こどもの声

- ①税金を下げて親の負担を減らしてほしい。(ア)
- ②学校に行けない子とかに施設をつくったりしてほしい。(ア)
- ③18歳以上もいられる放デイ（放課後等デイサービス）をつくってほしい。(ア)
- ④障がいのある子や ADHDの方を優しい目で見たい。(ア)
- ⑤逃げる場所がある社会（に）なってほしい。(ワ)

⇒次期計画に向けた課題・キーワード

- 6-1 体罰・虐待に対する認識の是正と防止
- 6-2 発達障害等、障害のあるこどもの教育・交流機会と居場所の充実
- 6-3 ひとり親家庭の経済的自立に向けた支援
- 6-4 貧困、ヤングケアラー、外国につながるこども等、困難を抱えるこどもの学習等支援
- 6-5 不登校やひきこもりのこどもが通える居場所の充実

ポイント⑦ 地域による子育て環境づくり

アンケート・ヒアリング結果からの課題
①地域一体となった子育て環境 ②地域で多世代が集まれる居場所の整備 ③多分野・多職種連携による包括的な支援体制の構築
(令和5年度) こども・子育て会議からの主な意見
①情報が入手しにくい問題について、すでにたくさん行政サービスを提供されていると思うので、例えば伝え方を工夫したり、地域一体となった環境づくりといったことは、例えば町内会をうまく活用したりする等、様々な要素の生かし方次第だと思う。
こどもの声
①こどもが楽しく暮らせるようにいろいろなイベントをしてほしいです。(ア) ②近所から怒られないような、のびのびと遊べる場所。(ア) ③信頼関係がしっかりあるような社会がいい。(ワ) ④1人1人が堂々としていて、弱い自分でも受け入れてくれる、1人1人を大切にしてくれる社会(になってほしい)。(ワ)
⇒次期計画に向けた課題・キーワード
7-1 関係機関連携による支援体制 7-2 子育てを支える地域づくり 7-3 多様な人が安心して過ごせる地域づくり

第3章 計画の基本的な方針

3-1 計画の基本理念

- ◆2-1「統計からみる現状」においては、出生数や就学前人口は減少しているものの認可保育所においては利用者数が増加傾向にあること、共働き世帯の割合が増加傾向にあること、江東きッズクラブや子育てひろば等こどもの居場所に関する事業の利用者が増加傾向にあることが分かりました。また、障害児数や不登校児童・生徒数等、特別な支援が必要なこどもが増加傾向にあること等が分かりました。
- ◆2-2「現行計画の進捗状況」においては、教育・保育施設で主に3～5歳児を中心に空き定員が増加傾向にあること、こども・若者の居場所や一時的な預かりに関する事業について利用者が増加傾向にあること等が分かりました。
- ◆2-3「令和5年度調査(アンケート・ヒアリング)等結果概要」においては、こどもは大人に対して要望や意見を表明したいと考えていること、未就学児の保育の受け皿や児童・生徒等の放課後の多様な居場所の確保を望んでいること、家庭における子育て不安の解消や負担軽減を望んでいること、特別な支援が必要なこども・若者に対して多角的な支援が求められていること、地域一体となった子育て環境づくりが求められていること等が分かりました。

上記を踏まえ、必要な施策を展開していくにあたっては、こども・若者を取り巻く対象ごとに、「こども・若者」「保護者」「地域」の3つの視点に整理をしていくことが必要と考えます。視点ごとに現状や要望の整理をすると以下のとおりとなります。

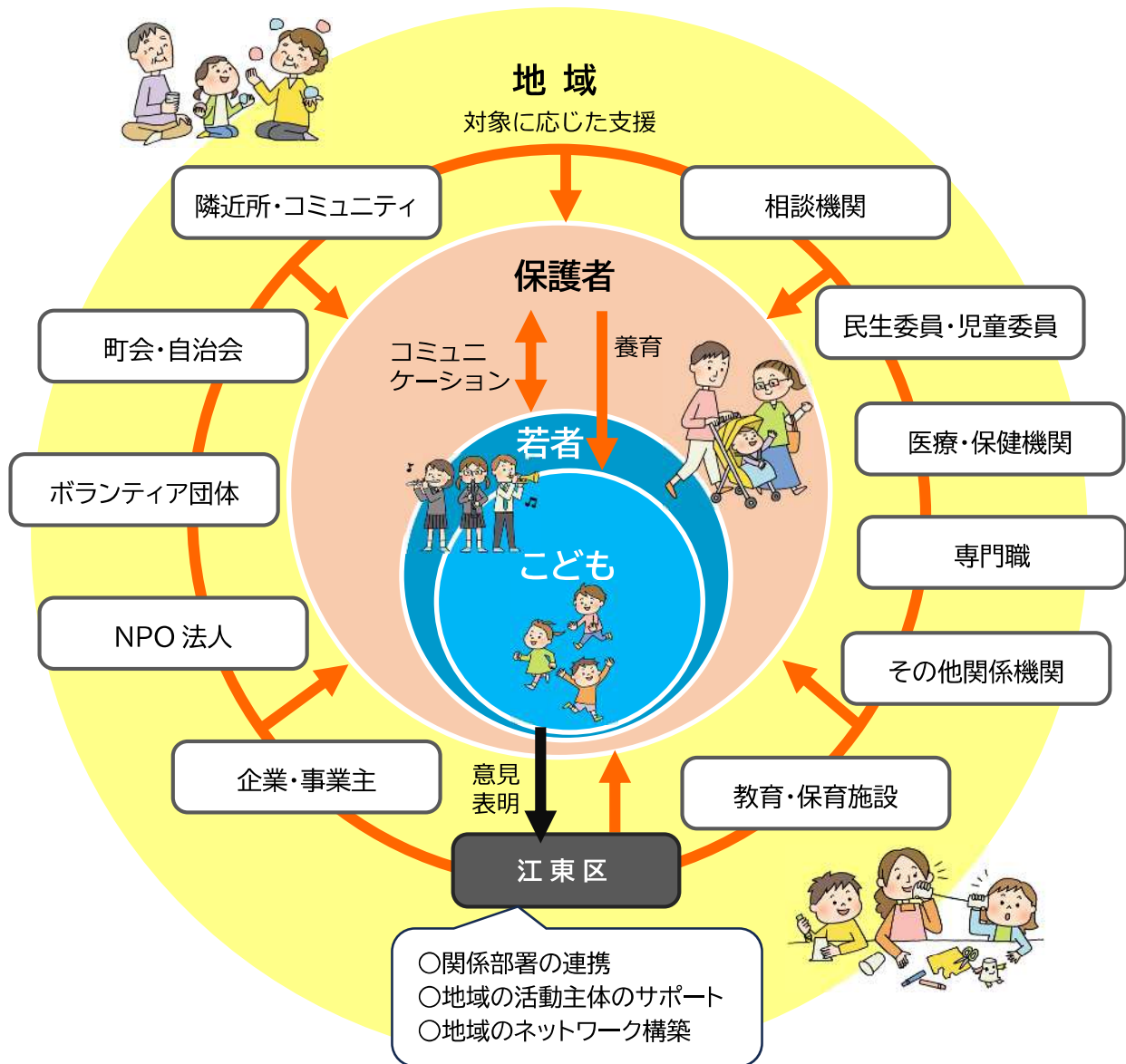
- ◆**こども・若者**は、一人の権利ある存在として尊重されることを望んでいます。また、遊び場や学習する場をはじめとするこどもの居場所づくり等、こどもの健全な発達に欠かせない成育環境が与えられる等、こどもにとって一番良いことが叶う社会であることを望んでいます。
- ◆**保護者**※は、共働き世帯が増加し、仕事をしながら家事・育児を行う等、多忙な生活を送っており、こどもと接する時間が少ないことが課題となっています。また、子育てに不安を抱えていることも多く、そうした不安や負担が軽減されることを望んでいます。

※ こどもの親、里親及びこどもの親に代わりこどもを育てる人のことをいいます。

- ◆**地域**※は、見守り、サポート等の日常的な関わりから、親子で参加できるイベントの実施等、様々な形でこどもの成長や保護者の子育てを支えることが求められています。

※ 隣近所、町会・自治会、地域コミュニティ、ボランティア団体、NPO 法人、企業、事業所、教育・保育施設、専門職等、こども・若者と子育て当事者を取り巻く環境を構成する人・法人・組織を含みます。

【関係イメージ】



こども・若者	○保護者から適切な養育を受けています。 ○保護者や区に意見を表明することができます。 ○地域の教育・保育施設や団体等から必要な支援を受けています。
保護者	○こども・若者を、地域の支援を得ながら養育しています。 ○こども・若者の意見を尊重しています。
地域	○子育てに悩んでいる家庭、SOSを出しているこども・若者をはじめ、地域にいるこども・若者や子育て当事者を見守っています。 ○こども・若者、保護者等の対象に応じた支援を提供しています。
江東区	○こどもの意見を受け止めて取組に反映できるよう努めています。 ○関係部署と連携し、包括的な支援をこども・若者、保護者に提供しています。 ○地域で活動する事業所、団体等の支援を行います。 ○地域のネットワーク化を行い、地域全体でこども・若者を支える仕組みを作っています。

こうした課題やニーズに対し、区は以下のとおりこども・若者に関する施策に取り組んでいきます。

こども・若者

に対して

全てのこどもや若者が権利の主体として、個性を尊重されるよう、こどもの権利についての普及啓発を行います。また、こどもや若者が育つ環境に関わらず、自分の意思で様々な選択ができるよう、個人の状況に応じた適切な支援を行うことで、健やかに成長できる環境をつくります。

保護者

に対して

全ての保護者がそれぞれ必要とするサポートを受けることができるように、情報発信手段や事業・相談体制を充実させます。これらの多角的な支援を提供することで、子育てにおける保護者の不安や負担の軽減を図り、こどもの最善の利益が守られる環境をつくります。

地域

に対して

こども・若者や子育て家庭に対して理解を示し、温かく見守りつつ手を差し伸べられるような地域づくりを進め、地域一体となって子育てを応援する環境をつくります。

これらの実現を通して、

みんなで支えあい、こども・若者たちが

心から「生まれてきて良かった」と実感できる社会

を目指します。



〈参考〉

こどもの意見「どんな社会になるとよいか」

～こどもまんなかワークショップより～

- ・こどもも大人も関係なく平等で互いの意見が尊重される社会
- ・「居心地がよくこの世界にうまれて良かった」誰もがそう思える社会
- ・全ての人が笑顔で幸せ(幸せのかたちは問わない)

3-2 計画の基本目標

基本目標1 こどもの権利を守る

全てのこどもが個人として尊重され、また、権利の主体であることを自覚できるよう、広く「こどもの権利」について周知・啓発を行います。

さらに、こどもの意見を尊重したまちづくりに取り組むため、意見を表明しやすい環境を整備する等、こどもの声を聴く機会の拡充に取り組めます。また、権利が守られない環境に置かれたこどもを早期に発見し、必要とする支援につなげられる体制を整えます。

取組	○こどもの権利の周知・理解促進、相談・救済体制の充実 ○こどもの意見表明・社会参加機会の確保
こどもの意見	☆ アンケートを定期的に行って、親等とあまり上手くいってない子たちに応援してあげてほしいです。(小学生高学年アンケートより) ☆ アメリカのタウンミーティングの様な制度を可能な限り導入してほしいです。(中学生・高校生世代アンケートより) ☆ “こどもの最善の利益”を優先した社会！(こどもまんなかワークショップより)
該当する課題・キーワード 〔P38-43〕	1-1、1-2

基本目標2 こどもの育ちを支える

全てのこどもが、生まれ育つ環境に左右されることなく、学び、遊びや様々な体験活動の機会に恵まれ、自分の可能性を広げられる若者・大人へと成長できる環境を整備します。

また、こどもが健やかに育つためには、保護者の出産前からの切れ目ない支援が重要であり、医療・保健・福祉等の関係する機関が連携し、母子の切れ目ない支援を提供します。

取組	○こどもの健全な発育の支援 ○就学前の教育・保育事業の充実 ○居場所等の充実 ○学習・体験機会の充実
こどもの意見	☆ 私はスポーツが好きなのでオリンピックやパラリンピック選手に会う機会がほしいです。(小学生高学年アンケートより) ☆ 勉強できる場所を増やしてほしい。(中学生・高校生世代アンケートより) ☆ 自分に合った選択ができる社会。(こどもまんなかワークショップより)
該当する課題・キーワード 〔P38-43〕	2-1、2-2、3-1、3-2、3-4、4-1、4-3

基本目標3 保護者の子育てを支える

子育てをする保護者は、仕事との両立、家計の不安や孤立等、様々な悩みがあります。そうした悩みに寄り添うために情報提供や相談体制を拡充するとともに、子育てにかかる負担を軽減するため、福祉サービスや経済的支援の充実を図ります。

取組	○家庭の養育力向上への支援 ○子育て支援サービスの充実 ○相談体制と情報提供の充実 ○子育て家庭への経済的支援
こどもの意見	☆ 親へ。いつもありがとうございます。これからも私のことを大切にしてほしいです。(生活実態(小学生)アンケートより) ☆ 親の子育てでお金の負担を減らせるような取組をもっとしてほしいです。(中学生・高校生世代アンケートより)
該当する課題・キーワード 〔P38-43〕	3-3、5-1

基本目標4 特別な支援が必要なこども・若者・保護者を支える

全てのこども・若者の「最善の利益」と「ウェルビーイング(幸せな状態)」を保障するにあたり、特別なサポートを必要とするこども・若者とその保護者が、その状況に応じて、切れ目のない適切なサポートを得られる環境づくりを教育・福祉・保健等の関係部署とこれまで以上に連携して進めます。

取組	○障害や発達状況に配慮を必要とするこどもへの支援 ○虐待の未然防止と対応 ○生活困窮層への支援、ヤングケアラー支援 ○不登校・いじめ・ひきこもりへの支援 ○外国にルーツを持つこどもへの支援 ○こども・若者の社会的自立の支援
こどもの意見	☆ 区内の親が不登校に理解があるようにしてほしい。自分以外に苦しんでる人がいる。(中学生・高校生世代アンケートより) ☆ こどもも大人も障害者も誰でも平等に生きられる社会。(こどもまんなかワークショップより) ☆ 高校生でも江東区に役立てることがあれば、発信してほしいです。(中学生・高校生世代アンケートより)
該当する課題・キーワード 〔P38-43〕	4-2、4-5、6-1、6-2、6-3、6-4、6-5

基本目標5 地域全体で子育てを支える

「子育て」は、「未来を担う人材を育てること」であり、全ての人に関わる行為です。そのため、こどもを地域全体で育むという考え方のもと、地域の団体、事業所や企業等の協力を得ながら、こどもが地域の人たちと交流しながら成長できる環境づくりを進めます。

また、専門的な見地から質の高いサポートを提供することができるよう、子育て支援に携わる人材の確保や質の向上、また、それらの人材を含めた地域のサポート体制のネットワーク化を推進します。

取組	○地域ぐるみの子育て支援の環境づくり ○こどもの安全・安心確保 ○関係機関のネットワーク化の推進 ○ワーク・ライフ・バランスの推進啓発
こどもの意見	☆ 江東区を暮らしやすい町にするためには、私たち区民の社会参画が必要だと感じました。(生活実態(中学生)アンケートより) ☆ 助け合いの精神が高い人が多い世界。(こどもまんなかワークショップより)
該当する課題・キーワード 〔P38-43〕	4-4、5-2、5-3、7-1、7-2、7-3

3-3 計画の指標

【代表指標】

基本目標1 こどもの権利を守る

成果指標	指標名	指標の説明	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
	「こどもの権利」について知っているこども・若者の割合	アンケートで、「こどもの権利」について「よく知っている」「ある程度知っている」と回答した小学生・中学生の割合	※区民意向調査 小学生:40.5% 中高生世代:39.4%	100%

基本目標2 こどもの育ちを支える

成果指標	指標名	指標の説明	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
	こどもの安全・安心な居場所があると感じている区民の割合	区民アンケートで、「こどもが安全・安心に過ごせる居場所があると感じる」「どちらかといえばそう感じる」と回答した区民の割合	41.5%	64%

基本目標3 保護者の子育てを支える

成果指標	指標名	指標の説明	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
	必要な子育て情報が入手できる保護者の割合	区民アンケートで、「必要な子育て情報を入手しやすいと思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した保護者の割合	65.2%	75%

基本目標4 特別な支援が必要なこども・若者・保護者を支える

成果指標	指標名	指標の説明	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
	しつけであってもこどもに体罰を与えてはならないと理解している区民の割合	区民アンケートで、「しつけであっても体罰はすべきではない」と回答した区民の割合	63.6%	100%

基本目標5 地域全体で子育てを支える

成果指標	指標名	指標の説明	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
	地域に見守られて子育てしていると感じる保護者の割合	区民アンケートで、「地域に見守られて子育てしていると感じる」「どちらかといえばそう感じる」と回答した保護者の割合	57.4%	75%